

東京都キャップ&トレード制度

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 議事録

1 日時

平成30年6月26日（火曜日）午前9時30分から午後零時51分まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎10階210・211会議室

3 委員等（五十音順）

東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 教授 赤司泰義 委員

早稲田大学 政治経済学術院 教授 有村俊秀 委員 【当日欠席】

公益財団法人 自然エネルギー財団 常務理事 大野輝之 委員（臨時委員）

株式会社大和総研 調査本部 主席研究員 河口真理子 委員

名古屋大学大学院 環境学研究科 教授 高村ゆかり 委員（座長）

千葉工業大学 創造工学部 建築学科 教授 望月悦子 委員 【当日欠席】

4 議事

（1）対象事業所等の意見表明について

5 配布資料

資料1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

6 議事内容

午前 9時30分 開会

○千田総量削減課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより東京都キャップ&トレード制度「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合を開会いたします。

私は、東京都環境局総量削減課長を務めております千田と申します。よろしくお願いいたします。座長に進行を移すまでの間、私が議事を進めてまいります。

改めまして、本日は、皆様方、お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。

また、傍聴者の皆様方におかれましては、会場が大変込み合っております。大変申し訳ございません。議事進行中につきましては、傍聴者の皆様方の発言はできませんので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

第3回会合の開会に当たりまして、東京都環境局地球環境エネルギー部長の小川より御挨拶をさせていただきます。

○小川地球環境エネルギー部長 皆様、おはようございます。環境局の小川でございます。

本日は、大変お忙しい中、また大変お暑い中、早朝より皆様には御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の第3回会合は、対象事業者の皆様から御意見をいただくという機会でございます。7団体・4事業所の皆様から御発言をいただく予定になってございます。傍聴の方も、大変狭い中で恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

これまで、キャップ&トレード制度は、多くの事業者の皆様から御意見をいただきながらスタートしてきたところでございます。また、省エネの取組につきましても、皆様方の御努力によりまして、非常に大きな成果が上がっていると認識しているところでございます。

本日は、短い時間ではございますけれども、様々な御意見を頂戴しながら、新たな第3期に向けての制度構築につなげてまいりたいと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○千田総量削減課長 検討会の委員及び臨時委員の皆様は、前回に引き続きまして、資料1のとおりでございます。また、本日は有村委員、望月委員から欠席の御連絡をいただいております。

それでは、これからの議事の進行につきましては、高村座長をお願いをしたいと存じます。高村座長、よろしくお願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。

おはようございます。

本日は、ただいま事務局からもありましたように、今後、第3期の削減義務率等の制度の詳細を議論していく、検討していく前に、制度対象事業者・団体の皆様から御意見をお伺いしたいということで、そういう位置付けの検討会となっております。多くの意見表明者の方にお越しいただいております、まずはお礼を申し上げたいと思います。

この後、順次発言、質疑を行ってまいりますけれども、限られた時間内に、円滑に議事を進行していくために、意見表明者の発言場所への御案内や時間の管理等について、事務局に進行を御協力いただくようお願いをしております。

それでは、意見表明のこの後の進め方について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、意見表明の進め方について、御説明いたします。

次第で御案内しておりますとおり、団体、対象事業者の皆様の順に、50音順で意見表明を行っていただきます。スタッフが御案内いたしますので、委員の正面の席に御移動をお願いいたします。最大4名様までお座りいただけるようになっております。途中、7番目と8番目の間で10分程度の休憩時間といたします。

なお、大変恐縮ではございますが、本日は多くの意見表明者にお越しいただいております。説明は10分以内をお願いいたします。

開始のタイミングは、事務局からお知らせいたします。また、終了2分前、1分前には、事務局が案内板を掲げますので、適宜、御覧ください。案内板は、正面の窓側の席で御案内いたします。

その後、委員からの質疑を5分程度予定しております。なお、意見表明の方からの質問はできませんので、御了承ください。

進行方法の説明は以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事でございます「対象事業所等の皆様からの意見表明について」に移ってまいります前に、改めて、本日の検討会の趣旨について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○千田総量削減課長 ありがとうございます。私から、改めて本日の検討会の趣旨を御説明させていただきたいと思います。

御案内かとは存じますが、地球温暖化に伴う気候変動というのは、洪水被害、海面上昇、食糧危機などを引き起こす、人類の存立基盤を脅かす非常に深刻な国際問題の一つであると認識しております。

このような危機に対応するため、国際社会では2014年12月にパリ協定が採択されました。その中で、世界共通の目標といたしまして、産業革命前から平均気温の上昇を2℃未満に保つことが明記され、今世紀後半には温室効果ガスの排出をゼロとする目標が掲げられました。今、国際社会では、脱炭素社会に向けた動きが加速していると認識しております。

日本政府におきましても、パリ協定を踏まえまして、長期低炭素ビジョンの策定ですとか、エネルギー基本計画の見直しなど、政府目標の達成に向けた議論が本格化してきて

ございます。

都においては、エネルギーを大量に消費する大都市の責務といたしまして、これまで都民や事業者の皆様方と気候変動対策を実施してまいりまして、着実に成果を上げてきたと認識しております。大規模事業所対策につきましては、2002年度から地球温暖化対策計画書制度を開始いたしまして、その後、評価公表制度を追加するなど、段階的に取組を推進してまいりました。2007年には、気候変動対策方針の中で、大規模事業所に対して、温室効果ガスの総量削減義務を提起いたしまして、ステークホルダーミーティングをはじめ、事業所の皆様と多くの議論を重ねて、2010年度からキャップ&トレード制度を開始いたしたところでございます。このように、キャップ&トレード制度は、制度創設当初から対象事業所の皆様方の御理解、御協力をいただきながら進めてきたものと考えてございます。

2010年度からの第1計画期間では、最終年度の2014年度に基準排出量から25%の大幅削減を達成いたしまして、事業所の皆様の御理解、御尽力によりまして、全ての事業所で削減義務を履行することができました。

2015年度からスタートした第2計画期間では、「より大幅な削減を定着・展開する期間」といたしまして、最新の2016年度実績では、事業所の皆様方の削減努力の積み重ねによりまして、延床面積が増加している中でも基準排出量比で26%減と、大幅削減が継続しているところでございます。

都においては、2016年に新たな環境基本計画を策定いたしまして、2030年までに、都の温室効果ガスを2000年比で30%削減するという目標を設定いたしました。この計画の中で、本制度はより効果的な仕組みとなるよう改善を進めながら、引き続き、運用していくこと、と方向性を示したところでございます。また、現在、第2計画期間も4年目となり、第3計画期間に当たる2020年度以降の制度について、事業所の皆様から問合せを多くいただくようになりました。

このような中、都は2020年度以降の制度の在り方につきまして、3月から検討を開始したところでございます。その中では、パリ協定での国際的な枠組みが始まります2020年を新たな転換点、出発点といたしまして、基本計画の目標達成に向けて、省エネとエネルギーの低炭素化を更に推進していくことを掲げました。また、新たな基準排出量の設定や削減義務率の策定、エネルギーの低炭素化推進の考え方など、制度の詳細について、事務局案を提示いたしました。

その後、事務局から提示した内容につきまして、対象事業所や関係団体の皆様から多くの意見を頂戴いたしましたが、その中には、検討会の場で委員の皆様へ事業所の実情について、意見を述べる機会を設定してほしいという声がありました。このため、本日、この第3回会合を、「意見を聴く会」として開催した次第でございます。

都は、今後も事業者の皆様方と積極的に意見を交わしまして、より良い制度を目指していきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○高村座長　ありがとうございます。

本日の検討会、制度対象事業所・団体の皆様から御意見を伺う趣旨について、改めて、

御説明をいただきました。

それでは、早速でございますけれども、意見表明に移ってまいりたいと思います。

○千田総量削減課長 それでは、最初に、東京商工会議所様から御説明をお願いいたします。

○東京商工会議所 お手元に東商の意見をお配りしておりますので、これに沿って発言をさせていただきます。

まず、制度に対する基本的な考え方についてです。東商は、この制度の導入に際しまして、2008年6月に、参考資料1のとおり、覚書を東京都と締結をしております。この覚書に記載のとおり、私どもは、地球温暖化対策の推進には賛成でありまして、東京都と協力して推進する立場にあるということをまず申し上げます。例えばクールネット東京と共催で、毎年秋にセミナーを開催するなどの連携も継続的にやらせていただいております。

一方、同じく2008年5月ですが、参考資料2のとおり、意見書を提出いたしました。この意見書の趣旨を踏まえ、参考資料1の覚書に、「実効性ある制度の構築と適正な運用」、そして「中小企業、家庭部門における対策強化を進めていく」と記載をいただいております。

このような制度導入時の背景を踏まえた上で、今年の1月から2月に実施した会員企業対象のアンケート調査、及びキャップ&トレード制度の対象事業者に対するヒアリング調査を基に取りまとめた意見を、お手元の資料の2ページ目下段から掲載をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

まず、第3期以降の基準排出量・削減義務率についてです。

1点目として、基準排出量を「2011年度以降の最大排出量から新たに設定する」ことについては、強く再考を求めたいと考えております。

今回の基準排出量の再設定案は、第1期、2期の削減量が少ない、言い換えれば削減余地の大きい事業者ほど達成しやすい目標になりかねず、これまで頑張ってきた事業者、すなわち削減余地が少ないと言える事業者ほど、厳しい目標設定を強いられることにもつながりかねないと思っております。キャップ&トレード制度は、1期、2期を通じて、制度対象事業者の頑張りによって、大きな成果が出ております。その事業者の頑が反映されない制度へ変更することは、事業者からの制度に対する信頼をなくしてしまうのではないかと懸念しております。

この制度の目的は、皆様御承知のとおり、「省エネルギーと企業活動の継続・発展が両立し、エネルギー制約が強まる時代においても都市機能の維持・発展を可能にすること」にあります。したがって、この趣旨に沿って積極的な投資活動を行った事業者が正当に評価される基準排出量の設定とすべきと考えております。その投資活動の評価に当たっては、第1期、2期に行った投資活動による削減分を、次期だけではなく、さらに、その次の期以降においても一定程度評価する、さらには、事業所ごとの最終達成目標に対する貢献度、つまり達成度に応じて、それ以降の当該事業者の削減義務が緩和されるような仕組みを検討すべきと考えております。

2点目は、第3期、4期の削減義務率の案についてです。

第1回検討会の資料から、第2計画期間では、およそ2割強の事業者が自主努力では目標達成が困難な状況が浮き彫りになっております。現案で第3期が始まった場合、多くの事業者が自主努力ではなく経済的負担での目標達成を強いられ、経営に悪影響を及ぼすおそれがございます。キャップ&トレード制度の真の目標は都内のCO₂排出量の総量削減であり、経済的負担を伴うクレジット、若しくは低炭素電力の購入はあくまでも手段です。事業者が自主努力で達成できない、そして経済的負担を強いられるほど高い目標を設定することがこの制度の趣旨を踏まえた最適解なのか、慎重な検討をお願い申し上げます。

また、第3期は7%、第4期は17%と、2期の削減義務率案を比べますと10ポイントもの差があります。これは、第4期に向け削減策を温存するために、第3期の削減努力を消極的にするおそれがあります。3期と4期の削減義務率はできる限り平たんで、かつ緩やかな数値とすべきと考えております。

3点目は、業界ごとに異なる実態を踏まえた検討の必要性でございます。事業所といっても、その業種・業態・規模は多種多様でございます。また、CO₂排出量と深い関係にある生産量、企業としての活動量は、顧客のニーズや天候など、自社ではどうしてもコントロールできない要素が多くございます。各業界を対象にヒアリング、意見交換を密に行っていただき、実態に基づいた検討をお願いいたします。

さらには、今回の検討の状況について、対象事業者十分に情報発信することも兼ねまして、全ての制度対象事業者に対して、アンケート調査を実施することを提案いたします。その上で、この検討会において事業者の現場の声を十二分に反映した議論を行い、業界ごとの特性にも目を配った、事業者の前向きに取り組む姿勢を引き出すような制度となるよう再検討をお願い申し上げます。

4点目です。2020年の東京オリパラを間近に控え、経済活動が活発になっており、このこと自体は喜ばしいことではございますが、その反動として、CO₂排出量は、事業者単独の努力だけでは、総量ベースでは削減が進まない可能性も否定できません。

しかし、この間の事業者の頑張りも適切に評価する意味も込めて、生産当たりCO₂排出原単位での評価など、総量とは異なる概念の評価軸を設けていただくよう要望いたします。

第1回検討会の資料に、面積当たりの排出原単位のデータがございました。大幅な改善が見られるという御説明だったと思いますが、このような総量以外の評価も、この検討会における検討に値すると考えております。

5点目は、第2回検討会の参考資料3、世界の主要都市と比較した表に関する意見でございます。

資料では、削減量と再エネ導入目標の数値のみが極めて簡潔にまとめられておりましたが、むしろ、各数値を達成するために各国が講じている支援策の内容についても、都市間の比較を行うべきではないかと考えております。

東京の取組を更に効果的なものにするためには、各都市における事業者への支援策に関する情報も収集し、検討会において、それを踏まえた議論を行って、東京の現状に適合した効果的な施策が講じられる、このような流れが良いというふうに考えております。

6点目は、費用対効果の観点からの検証についてでございます。第2期終了時点で、

制度導入から10年が経過いたします。第3期の開始までに費用対効果、ワイズ・スペンディングの観点からの検証を行うことを提案いたします。

以上が第3期以降の基準排出量に関する意見でございます。

次に、4ページの中段2. 削減手段の一つである再エネ・低炭素電源についての意見でございます。

第3期以降も再エネ電源導入に対する評価の仕組みを継続し、再エネ電源比率の高い電源選択へのインセンティブを拡充することとありますが、このこと自体に違和感はありませんが、企業経営の観点から1点申し述べますと、企業が電力購入先を選択する際の主な基準は、「価格」と「安定供給」の2点でございます。今後、削減義務が厳しくなった場合に、低炭素電力購入によって、それを達成しようとする動きは強まることは必至であり、その需要に応える電力供給体制を整える必要があると考えております。

したがって、認定事業者の裾野を拡大し、安価で安定的な低炭素電源の選択肢が確保されるよう、東京都の取組強化を求めたいと考えております。

次に、事業者のコスト低減についてです。

コストの観点は、制度を持続可能なものにするために非常に重要な項目でございます。この点について、私どものヒアリング調査で把握した現場の声を御紹介いたします。4ページの3. の丸数字でございますが、①は、提出書類や申請手続が大きな負担であり、国の制度との共通化を図ることにより、負担軽減が可能という声でございます。②は、基準排出量の変更手続をオンライン化により簡素化、審査の迅速化をお願いしたいという点でございます。③は、特定テナント事業者とビルオーナーの負担軽減のお願いでございます。④は、手続費用の軽減です。この制度は、事業者の感覚によっては重いと感じられる業務的・金銭的負担を課しているため、制度の公正さは維持する一方で、手続面での強い改善要望があることを、ぜひ御理解、御認識いただければと思っております。

5ページ目、最後の項目でございます。

1点目は、東京都全体のCO₂排出量削減と、制度に対する都民の理解・認知度向上についてでございます。東京都における総量削減は、産業部門、業務部門、そして家庭部門の全部門がそれぞれ足並みをそろえて削減を進めるべきという意見でございます。特に家庭部門の対策が置き去りにならないよう、お願い申し上げます。

2点目は、東京都全体での制度、理解・認知度向上についてでございます。私どもが実施した調査では、キャップ&トレード制度の認知度は14%であり、一般都民の方々の認知度も同じようにそれほど高くないのではないかと推測をしております。制度の認知度向上は、事業者の取組とあいまって、制度自体の価値向上につながり、事業者のやる気にもつながるという好循環が生まれると思っております。一層の認知度向上に向けた取組強化をお願い申し上げます。

この意見陳述の最初に御紹介した、東京都と東商の覚書の1に、「実効性のある制度の構築と適正な運用、中小企業、家庭部門における対策強化を進めていく」とあります。この「実効性のある」というワード、そして「適正な運用」は、これがこの覚書のキーワードと思っております。この言葉を念頭に置いて、今後の検討会における議論、東京都における制度設計が進むよう、切に希望して、私ども東商からの意見発表を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○高村座長 東京商工会議所様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました意見表明について、委員の皆様から御質問をいただきたいと思っております。時間が限られておりますので、質問はできるだけ簡潔にお願いをできればと思いますが、いかがでしょうか。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員 御説明ありがとうございました。

確かにもっともだなと思うようなことをきちっとまとめていただいたと思います。それで、3ページが一番下なんですけれども、アンケート結果等でいろいろと事業者さんの現状を把握されたということで、「事業者のやる気を喚起させる制度となるよう、再検討」と、確かにそう思うんですけれども、では、じゃあ、具体的にこういうことだよというのは、他のところに書いてある部分が、要するにこういうことだということなのか。こういうことを踏まえて、他にもう少し何かあったら、先ほどのお話だと、総量削減と、あと原単位への配慮ですとか、過去頑張ったところの、その反映ですとかということなのかなと思うんですけれども、それ以外にやる気が出るようなというのは、どういうことを考えておられるのでしょうか。

○高村座長 委員からまとめて質問をとらせていただいて、まとめてお答えいただこうと思います。

他に委員から御質問はございますでしょうか。

それでは、私から二つほど御質問をさせていただければと思います。

一つは、資料の3ページ目のところで、「事業所ごとに最終目標に対する達成度に応じた削減義務が緩和されるような仕組み」というのが、検討の一つの項目、案として、御提示いただいているかと思いますが、具体的なイメージをお持ちでしたら教えていただきたいという点です。

もう一つ、これは技術的な質問ですが、お分かりになればですけれども、大変貴重なアンケートの結果を出していただいていると思っております。資料の手元で見ますと、900ほどの回答をいただいているということですが、このキャップ&トレードの対象事業所というのはどれぐらい入っているのか、数、割合を教えていただければと思います。

他に御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御回答いただけますと幸いです。

○東京商工会議所 御質問ありがとうございました。

まず、河口委員から御質問いただいた点でございますが、やる気が出る制度としては、我々としては、提出した資料の内容と思っております。ただ、私どもの後にも業界団体さんが様々御発言なさると思っておりますので、そういった皆様の御発言等を含めて、よく御検討いただきたいというのが、我々、会議所の思いでございます。

高村委員から質問をいただいた2点でございますけれども、まず、1点目、最終の目標とは、という点ですが、我々としては、東京都として、事業者が取り組むべきゴールを示していただきたいと考えております。そのゴールに対する取組が十分である事業者に対しては、緩和策等を御検討いただきたいというような形でございます。

2点目、対象事業所が調査の回答数としてどれぐらい入っていますかということでございますけれども、こちらは909社中、キャップ&トレード制度を利用していると回答された事業者様は16社でございました。社数としては決して多くございませんでしたので、ヒアリング調査も行って、補完させていただいたという格好でございます。

○高村座長 お問い合わせします。

○東京商工会議所 河口委員の御質問に補足で申し上げます。やる気の出る制度という意味に、まだまだ、これからもっと頑張れるという意味で、やる気が出る制度があれば、もちろん一番良いですが、「やれることはやり尽くした」という事業者が多いということも実態でございます。したがって、今後できることというのは、経年で起こってくる設備更新を確実に実施し、設備更新時に、より効率の良いものに変えていく等の方法に、なろうかと思っておりますので、そのような更新がスムーズにできる支援を望んでいます。そのときの経済状況によっては、設備更新したくても待たざるを得ないということが出てきます。あるいは効率性、省エネ性よりは、生産性と省エネ性というのは、多分リンクすると思いますが、そのときの状況によっては、必ずしも、経済性と省エネ性がリンクしないことも、経営上の判断で起こり得ます。そういったときに、高価なものであっても効率性が良いものを選ぶことができるような支援を望んでいる、というお話もございました。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

他に御質問はございますでしょうか。

大野委員、お問い合わせします。

○大野委員 では、一つだけなんですけど、都市間の比較について、目標だけじゃなくて、支援策についても比較をするというお話があったんですけど、これは具体的に、何か例えばこういう都市でやっている、こういう支援策とか、具体的なお考えがあって、こういう御質問なんですか。

○東京商工会議所 そこまで考えは及んでおりませんで、今回の資料を拝見する中で、単純な疑問点として、削減率目標や、再エネ導入目標の比較資料の御検討はありましたが、それぞれ都市間の支援策について取りまとめた資料が見つかりませんでした。ぜひ、比較の際には、行政として、どんな後押しがなされているのかという点も比較いただけると、より実効性のある制度になるのではないのかなというふうに思った次第です。

○高村座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

赤司委員、お問い合わせします。

○赤司委員 総量ではなくて、原単位でも考えてほしいという意見があったかと思います。原単位にはいろいろあって、床面積が一番簡単ではあるのですが、経済性のことなどを考えると、例えばここに書いてあるような、生産量や、場合によっては売上げなども使う可能性が出てきます。仮にそのような話になった場合、データはきちんと出せるような状況にあるのでしょうか。

○高村座長 他に委員から、御質問はよろしいでしょうか。

河口委員、お願いします。

○河川委員 今回の御説明で、ほとんどの対策はやり尽くしているのですが、これからできるとすると、設備更新時に、より環境性能が高いものを入れるか、あとは低炭素の電気を買うか、大体、この大きな二つが選択肢だと思うんですけども、それ以外にも何か考えられるのか、もうこれしかないよねということが、事業者さん、皆さんのお考えなのかということと、やっぱり業種ごとによって違うと。せっかく省エネ設備が入れても、ホテルなんかで、いきなり暑くなっちゃうと、お客さんがどんどん使っちゃうのでコントロールできないよねというようなお話だと思うんですが、そうすると、具体的にこういう分け方だったならば納得いくよという、業種ごとの、こういう業種のグループとこういう業種のグループにはこういうふうにしたほうがよいみたいなアイデアがあったら、いただけるとありがたいんですけども。よろしくお願いします。

○高村座長 ありがとうございます。

少し時間が過ぎておりますので、できましたら、簡潔にお答えいただけますと幸いです。

○東京商工会議所 まず、赤司委員からの御質問ですが、原単位による評価は、具体的にヒアリングした事業者から御提案いただいたものでございます。おっしゃるとおり、製造業では、もう既に原単位の考え方も自社での評価の中で多分入れておられると思います。また、業界として取組が進んでいるところもあって、業界ごとに、取組度合いも違ってきます。また、おそらく必要なデータも用意されていると思います。具体的には、それぞれ聞いてみないと、詳細は分からないというところでございます。

それから、河川委員からの御質問、「やり尽くした」という点は、事業者の皆さんお聞きすると、本当にやり尽くしていらっしゃるな、という印象です。

それから、総量規制の場合には期限が、かなり厳格に決められていますので、年単位で見た場合でも、必ずしも設備更新のタイミングと合わないということもございます。設備更新は既にやってしまったので、今後やるとしたら、あとは建物を壊すしかないという、かなり難題になってしまうとの声もありました。

それから、業種の分けについては、申し訳ありませんが、今、具体のアイデアがあるわけではありません。私どもなりに、ヒアリングに行く際に、業界ごとに、あまり業種が重ならないようにして、お話を聞いたのですが、そうすると、行った先々で出てくるアイデアも違いますので、一般的な範囲で分けていただいても良いと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

補足はございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、東京商工会議所様、どうもありがとうございました。

引き続き、次の意見表明に移ってまいります。

○千田総量削減課長 続きまして、一般社団法人東京都産業廃棄物協会様から御説明をお願いいたします。

○一般社団法人東京都産業廃棄物協会 よろしく願いいたします。

本日は、貴重なお時間、機会をいただきまして、大変感謝しております。

お手元に資料を1枚お配りしていますので、その内容について、私のほうから御説明申し上げます。

まず、私どもの協会は、都内の産業廃棄物処理業の許可業者、これは東京都のほうから許可をいただいている業者を正会員とする団体で、現在、正会員数は552社でございます。

私ども、協会としてはどんなことをしているかという、会員に対して、産業廃棄物の適正処理、それから資源循環の取組が進むように支援をしている。そういう活動をしております。あわせて、当然、勝手な活動はできませんので、東京都の環境局、こちらには、大野委員もいらっしゃいますけども、特に今は資源循環のほうが中心になっていきますけれども、行政の皆さん、それから外郭になりますけれど、東京都環境公社さんという団体がございますが、そちらとの意見交換に努めている団体でもございます。

協会会員企業は、どのくらいの規模の仕事をしているか、多分、先ほど552社と申し上げて、大したことないなというふうにお思いかもしれませんが、都内の中間処理業というのがあるんですが、中間処理という言葉も、ちょっと、ここではなかなか皆さん、御理解いただけないかと思うんですが、産業廃棄物を運んでくることを収集運搬といいます。中間処理というのは、例えば焼却するとか、それから破砕、壊すんですね、そういった行為を行うことを中間処理というふうに申します。

都内では、中間処理量は約900万トン、数字を見ても、なかなかぴんとこないかもしれませんが、900万トンございまして、私どもの協会の中で552社が全部中間処理しているわけではありませんが、900万トンのうちの46%を取り扱っています。ちなみに、東京都さんのほうから産業廃棄物の許可をいただいている会社さんの総数は、約1万5,000というふうに伺っています。これはいろいろな法律の関係があって、年に1回産業廃棄物の仕事をするにしても許可が必要というようなことがございまして、どうしても許可業者の数は多いわけです。多くのものを日常扱っている業者となると、やはり、どうしても集約されてくるので、そのほとんどが私どもの協会に属していただいている、こういう状況でございます。

次に、私どもの業界は、東京都に当然ございますけれども、産業廃棄物、全国状況をちょっとお話ししますと、産業廃棄物処理業界の全国組織というのは、これは公益社団法人になりますけど、全国産業資源循環連合会というものがございます。これは東京にございます。こちらでは、今日の議題とほぼ同じ内容になるかと思うんですけど、「低炭素社会実行計画」というのを独自に行っております。全国47都道府県に、それぞれ協会がございまして、そこに先ほど申し上げました東京のように552社とか、何百社という会員企業があつて、組織をされているわけですが、それらの企業に対して、温暖化防止対策を進めるように活動を行っています。

その内容を簡単に申し上げますと、実行計画、今、どんなことをやっているのかというと、2010年度の実績に対して、2030年度、随分長い期間でございまして、例えば収集運搬業では燃費を10%向上させる、それから中間処理、その中で焼却に伴う発電量、それから熱利用量をそれぞれ効率化させて、2倍の効率化を達成すると。こういうようなことを活動として行っています。

前置きがちょっと長くなっちゃったんですけど、第3期の削減義務について、協会の意見を申し上げさせていただきます。

第1回の議事録の中にもございましたが、第3期も中小企業等が2分の1以上所有する、つまり出資する大規模事業所は削減義務の対象外とするという規制がございますけど、その内容について、私どもの協会は賛成で、ぜひ、そうしていただきたいというふうに考えています。

その理由なんですけれども、私どもの業界は中小企業が主体でございます。やはり大企業さんに比べると、資本基盤、それから人材面ですね、いろいろ課題を抱えながら、事業運営をしているという現状がございます。当然、各社とも自主的な削減というのには努めています。これは当たり前なんですけれども、自主的に削減をしていけば、当然、経済効果というの生まれてきますから、皆それぞれに努力をしておるところでございます。ただし、一律の義務というのは、なかなか難しい業界であるということを申し上げたいと思います。

それから、産業廃棄物の業界特有といってもいいのかもしれませんが、私どもの業界というのは、どうしても受け身の業界なんですね。廃棄物が発生してきて、初めて仕事になり立つという業界でございまして、時には多くのものが一斉に出てくるというようなことも当然ございます。非常に不安定な経営をしているのが実態でございまして、その中で、最近、報道もされて、テレビ等でも報道がされていますけど、中国が廃プラスチック、それから古紙の輸入の制限、今回の件には直接関係ありませんけど、雑品スクラップという小型家電の類いだとか、そういったものの輸入規制が行われることになっています。もう既に輸入が規制されております。それから、さらに中国以外の、こういうものというのは、実は、こういう表現はあまり適切ではないんですけれども、経済的に、やはり、これから伸びていくという国々に廃棄物というのは流れる傾向がどうしてもあります。東南アジア、中国が駄目なら、じゃあという感覚のものなんですね。ところが、今回は東南アジアの諸国がやっぱり一斉に輸入規制をかけてきています。つまり発生国でちゃんと何とかしなさいという状況に変わりつつあるんですね。

その中で、廃プラスチックや古紙を国内で処理というか、これは当然、何らかの形で、リサイクルとかリユースみたいな形に持っていかなければならない。そういったときに、おそらく我々の協会も、まさにすぐ直面すると思うんですけれども、資源を循環するためには選別をすとか、洗浄をすとか、そういう設備を入れなければなりません。当然、これは、設備投資というのは積極的に行う覚悟でいるわけなんですけれども、そのとき、やはり問題になるのはエネルギーなんですね。どうしてもエネルギーの使用量が増えてしまうという問題があるんです。

そこに今回の検討会、おおむねの趣旨については、当然、私ども都民でございますし、国民の一人でございますが、賛成でございますけれども、私どもの協会の立場から言うと、あるところの基準に対して、必ず何%下げろというよう厳しい御指導は、どうもやっぱり受けきれないというのが実情でございまして、ぜひ、先ほど申し上げましたように、対象外としていただきたいと。何か陳情みたいで申し訳ないんですけれども、これが私どもからの意見でございます。

以上でございます。

○高村座長　ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました意見表明について、委員から質問がございましたらお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

河口委員、お願いします。

○河口委員　ありがとうございます。

本当は、最後のこれからの廃棄物、プラスチックごみの処理のところについて、お伺いしたいんですけど、今日の趣旨ではないです。これからプラスチックごみはすごい問題になるので、大変だと思うんですけど。

御意見としては、中小企業が2分の1以上所有する大規模事業所は削減義務の対象外とするということで、その他に、制度設計上、特にこういうふうにしたらということはないですか。先ほど東商さんからはいろいろな御意見がありましたけれども、協会としては、特にこういうことをしてほしいというのはないという理解でよろしいですか。

○高村座長　まとめて、質問をいただきたいと思います。

他の委員から、御質問はございますでしょうか。

赤司委員、お願いします。

○赤司委員　現在の仕組みでも、工場と一般のビルとでは削減目標が若干違います。また、先ほど話があった、いつを基準にとるのかという話もあるかと思いますが、その辺に対して、産業の観点から言うと、動かさないほうがいい点、あるいは動かしたほうがいい点などの御意見はありますでしょうか。

○高村座長　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、お答えいただけますでしょうか。お願いいたします。

○一般社団法人東京都産業廃棄物協会　河口先生のほうからの御質問なんですけど、多くの意見が、実はあるんですけど、今日の趣旨にのっとらないみたいなどころがありまして、意見集約をきちっとしていません。つまり統計的な資料を何も持っていないので、今日のところはお答えすることができませんけれども、もしも、何かこういったことで、統計データがないかとかということがございましたら、終わった後、事務局を通じて、協会のほうにお問い合わせいただければ、私どもの協会だけじゃなくて、先ほど申し上げました全国の組織もございますので、いろいろなデータを取りそろえて、実情も御報告ができますので、大変申し訳ないんですが、この場でちょっとお答えはできないということでご容赦いただければと。

それから、赤司先生、基準についてなんですけど、これは、私どもの業界だけではないかと思うんですけども、例えば、実は、私どもの業界は非常に歴史が浅うございます。特に、東京都の皆さんはよく御存じだと思うんですが、スーパーエコタウンという、東京都大田区の城南島に設備を結構集約して、事業が行われているんですが、これが行われて、開始されたのが12年か13年ぐらい前だったと思うんですよね。その年というのは、そこで事業をなさっている方というのは、いきなり、キャパシティというか、処理能力全開まで物が集まらないというような現象が実はあったんですね。数年経って、やっぱりどうしても5年ぐらいかかるんですよね、物を集め切るのに。5年経って、集まったときが、実は、最初のこの検討会の時期にぶつかりまして、ちょっと具体的な話になっちゃって申

し訳ないんですが、いっぱい集まった年が基準であればいいんですが、たしか2年前が基準年だったんですね。物が集まって、急激に伸びたところで規制がかかると、とても対応できないという実情があつて、何を申し上げたいかという、私どもの業界だけじゃなくて、他のこちらで意見を述べられる業界の皆さんもそうですけど、その業種によって、発生する時期が変わってくるんですね。発生というか、スタートする時期が。そういうところを少し見ていただけるとありがたいなというふうに私は思います。

以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、東京都産業廃棄物協会様、意見表明どうもありがとうございました。

次の意見表明に移ってまいります。

○千田総量削減課長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人東京ビルディング協会様から御説明をお願いいたします。

○一般社団法人東京ビルディング協会 お手元の資料に沿って、御説明をさせていただきます。

当協会は、会員312社でございますけれども、この制度の対象になる事業者数は60社程度でございます。

早速、意見のほうに入らせていただきますが、お手元の資料の2ページのスライド、小さな字で右下にあります、3のスライドを御覧いただきたいと思います。まず、総量削減義務と排出量取引制度についてでございますけれども、これは、本来は国レベルの制度ではないかというふうに考えておりまして、一公共団体のキャップということに、やや違和感があるというのが正直なところでございます。ちなみに今回の制度の対象になるのは、全国のCO₂排出量の1%ということでございますので、ここで厳格なキャップというのをどう位置付けるかという問題があらうかと思ひます。

それはさておき、2番目に、パリ協定ということで、世界的な枠組みが変わったわけですが、京都議定書時代に比べれば、国別のキャップも柔軟になったというのが背景にございます。そういった背景をよく踏まえた制度設計をしていただければと思ひております。

3番目に書いてありますのは、CO₂の削減は、当然のことながら長期的に対応すべき課題でありまして、1年、2年でどうこうという問題ではなかろうということでございます。一番大きな話としては、私どもビル事業の特性、後ほど申し述べますが、ビル事業の特性に適合した合理性のある規制にしていきたいということでございます。それから、本日の意見では、非炭素系エネルギーの導入ですとか、あるいは排出量を購入するという、供給側からクレジットを買うということではなくて、事業所でどういうふうに削減するかということを基本として取り組むという観点からの意見を述べさせていただきます。時間がありませんでしたら、クレジット購入等につきましても述べさせていただきます。

まず、スライド4ですが、目標値の設定についてでございます。1回目の検討会におきましては、バックキャストということで、いわゆるトップダウン方式に近い削減率の設定の説明があつたように記憶しておりますけれども、削減率の設定は、削減の実績、あるいは対策技術の導入余地、あるいは削減ポテンシャルを考慮いたしまして、事業者との協

議を通じて、設定すべきであるというふうに考えております。右に、環境省、平成25年の資料を張りつけてありますけれども、環境省は、この時点での説明では、トップダウンではなくて、対話型の設定をしましょうというようなことを言っていたということをちょっと資料として張りつけております。

5ページでございます。ビルのエネルギー管理という意味では、その図にございますように、運用の見直しによる改善がまず一番すぐにでも行えることでございまして、これはいわば、費用をかけずに消灯するとか、そういったことでございまして、その次には、現状の設備で制御性を改善する、さらには装置を付加して改善をする。最終的には、設備の改修というふうに行くわけですが、設備の改修を毎年やるというわけにはまいりません。そういったビルのライフサイクルといった、それに応じたような、規制がそれと整合するような仕組みをつくっていただきたいということでございます。

6ページ目にありますのは、私ども会員のアンケートを行いましたので、それを紹介させていただきます。

時間の関係で簡単にいきますけれども、7ページ、第1計画期間の削減実績。当協会の会員は、削減義務の達成ビル、約9割は達成をしておるところでございます。

それから、第2計画期間につきましても、8ページになりますが、削減義務達成見込みのビルが約4分の3ということで努力を進めてきているところでございます。

9ページになりますけれども、アンケートの結果、第1計画期間あるいは第2計画期間に、いろんな対応を行っております。これは先ほど5ページ目で述べました運用面による対応とか、設備の更新ということをやっているということでございますが、特に運用面の対応の中で、丸のポツの四つ目の次に「ただし」と書いてございますけれども、省エネについては、やはり我慢の省エネからオフィスの生産性、あるいは働く人の健康ということを重視する時代に入っております。省エネも大事でございますけれども、決して、省エネをないがしろにするわけではございませんが、やはり生産性とか健康ということを重視した運用が求められていると考えております。

アンケート結果の4ということで、10ページを御覧いただきたいんですが、私どものアンケートでは、第3計画期間（2020年から2024年度）削減の見込みということを探ねたところ、削減率の見込みは、もう1%未満だという答えが返ってきたのが約8割、5%以上と答えたところが約1割ということで、かなり削減の余地が少なくなっている。また、ビル側で省CO₂の努力を進めても、例えばエネルギー多消費テナント、国際金融機関とか、あるいはグローバル企業などが入ってまいりますと、CO₂の総量、オフィスの稼働時間がかなり長くなるというようなこともあって、CO₂の総量が増えるというような事情もございます。

11ページには、そのことがポンチ絵で描いてございますが、なかなか黄色の部分は、そういうテナントを入れなきゃいいじゃないかという御意見があるかもしれませんけれども、そうもまいりませんので、ビル事業者のほうで、なかなかコントロールできない部分があるということでございます。

12ページでございますが、アンケート結果の考察と書いてございますけれども、第1計画期間には、削減義務を超過して大きく削減したところでございますが、第2計画期

間も、震災対策後のリバウンドを最小限として、いろいろ対応を積み重ねて、おおむね削減義務を達成できるというふうに考えておりますが、第3計画期間につきましては、なかなか上積みが厳しい状況だということでございます。

そこで、要望でございます。7項目ありますが、順次、その次のスライドから御説明させていただきますけれども、排出基準年度を維持すべきということで、先ほど東商のほうからもしましたが、ここのポンチ絵がありますように、初年度から仮に17%最初に削減してしまいますと、右側の②の義務率どおりに削減した場合に比べますと、第3期には、最初に早くアクションを起こしたほうが不利に働くということがありますので、排出基準年度をあまり動かすのは賛成できかねるということでございます。

それから、先ほど申しましたように、ビルのライフサイクルに応じた対応が可能なようにという意味では、15ページにありますバンキング、過去の計画期間における余剰排出量につきまして、将来の複数の計画期間にまたがって繰越しができるようにしていきたい。

それから、現在は導入されておられませんけど、ボローイング制度の導入ということで、オフィスビルの設備の耐用年数、約15年と書いてございますが、ちょっと口頭で補足させていただきますけど、15年から25年といったほうが正確かとは思いますが、5年の計画期間内に必ず設備更新があるわけではございませんので、次の計画期間における設備投資による削減量も前借りができるという意味でのボローイング制度を導入していただきたいというものでございます。

それから、17ページ、トップレベルの認定基準の見直しということで、認定基準が厳格化されておまして、最新の省エネビルでも取得が困難になっております。そのため、認定基準を緩和していただきたいということでございます。さらにCASBEEとかBELSとかLEEDとか、最近、環境認証も非常に広がっております。こういった制度とリンクをするというのは、都の制度として、都のほうでもお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。こういった制度は、内在的にそれぞれの事業者が省エネを行っていくということも、その要素に入っておりますので、そういった環境認証も活用していただけたらと思います。

18ページは、削減義務率ゼロ・ビルというか、いわゆるZEB、本当にZEBであれば、この制度の対象外ということではありまじょうが、Nearlly ZEBとか、ZEB Readyという水準でも、そういったところにも削減義務率を課すというようなのはいかかというような気がしておりますので、そういったこともお考えいただきたい。

最後に、ビル事業の特性に合った合理的な規制を望むということでございますが、また以上で述べました要望を含めまして、事業者の取組を促すインセンティブ、インセンティブと私が申し上げているのは厳しい措置というよりは優遇措置、取組にやる気が出るようなインセンティブを検討していただきたいと思います。

時間の関係で、私からの陳述は以上とさせていただきます。

○高村座長　ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました意見表明について、御質問を委員からいただきました

と思います。質問はできるだけ簡潔にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 どうも御意見ありがとうございました。

いただいた意見の中で、我慢の省エネから生産性、健康への重視とか、これは非常にもっともな観点だと思います。こうしたことは非常によく分かるんですけども、冒頭で言われたところで少し、どういうふうにお考えなのかなというのがあったのでお聞きしたいんですけども。

最初に、本来は国レベルの制度であるというお話であるとか、それから、パリ協定についても、京都議定書に比べて国別キャップが柔軟になったと言われたんですけども、少しやっぱりこの捉え方が、必ずしもそうじゃない部分もあるんじゃないかと思うんですよ。パリ協定というのは、一番大きなところは、今世紀後半には、温室効果ガスの排出量をゼロにしていくと、それに向けて、次第に強化していくということが前提になっているので、必ずしも緩和されたというような捉え方では正確ではないんじゃないかなと思うんです。

それから、本来は国レベルの制度ということなんですが、これもパリ協定の中でうたわれたのは、国の努力だけでなく、非国家アクターというか、企業とか地方自治体とか、そういう部門の役割がかなり重要なんだということが、むしろパリ協定以降の大きな流れだと思うので、そういう点でも、この二つの御意見は、少し、私としては、なかなか理解ができないところがあるなというふうに思いましたので、その点について、お聞きしたいと思います。

それから、1年、2年でやるべきじゃないというお話があったんですが、東京都の制度は、まさに1年、2年でやらないために、5年間という期間を設けているし、最初の5年間だけでなく、次の時期を含めると10年後までを見通しができる、そういう線になっているので、必ずしも1年、2年で、E U E T S、欧州の排出量取引制度みたいに毎年、削減義務の履行が来るという、そういう制度ではないので、その点についても、御意見をお聞きしたいと思います。

以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

他に御質問ございますか。

赤司委員、お願いいたします。

○赤司委員 ありがとうございます。

我慢の省エネというお話がありましたが、もともと、そういうことはあってはいけない話であって、無駄を省くことは必要ですが、無理に空調設定温度を緩和したり、照明を減灯、間引きしたりすることは避けるべきだと思います。そういうことをしなくても、ここに書いてあるとおり、運用をきちんと確認して、チューニングしていけば、ある程度までは省エネが達成できると思っています。そういうことをきちんとされた上で、削減率見込み1%未満が約8割というような話になっているのでしょうか。あるいは、そういう我慢の省エネがベースになってそのような認識になっているのでしょうか。

もう一つは、環境認証についてです。これはいずれも設計値です。この制度の一番の特徴は、しっかり実績値で評価していますので、そこに大きな価値があると思っています。

評価の基準を設計値にしてほしいという趣旨なのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○高村座長 河口委員、お願いいたします。

○河口委員 3ページ目のところの下から二つ目なんですけれども、ビル事業の特性に適合した合理性のある規制にと。先ほど改修は15年から25年ぐらいだというお話があったと思うんですけど、逆にこういう制度にすると計画に影響ができるという、そういう考え方というのはあるんですか。こういうふうにしてくると、自分たちの計画でもうちょっと上乘せしたくなるのかというような、そういうアイデアがあれば、お聞かせいただけますか。

○高村座長 ありがとうございます。

私から2点申し上げたいと思うんですが、スライドの3の最後のところで記されているように、私も需要側の対策の役割というのは非常に大きいと思っておりますが、ZEBの例でも分かりますようにノンカーボンのエネルギーの導入は、その需要側の対策の一つと言えるのではないかと思います、この点、確認をしたいと思っております。

もう一つは、赤司委員から御指摘があった点に関わるんですが、スライドの5のあたりのところで、取組が非常に進んでいらっしゃる事業所等とそうでもない事業所等の、削減の度合いについて、どういうばらつきなのかというデータをお持ちなのかどうかという点についてです。削減のポテンシャルにばらつきがあるのでしょうか、それに関するデータをお持ちでしょうかという趣旨でございます。

それでは、お答えをお願いできますでしょうか。

○一般社団法人東京ビルディング協会 まず、国レベルの制度というところの意味は、国のほうでもいろいろ議論がされていることは承知しておりますけれども、ここで全国のCO₂排出量の1%を対象にして、表現がいいかどうか分かりませんが、ぎりぎりやるということについて、若干の違和感がありますねということでございます。

それから、パリ協定で削減義務が緩くなったということはない、それはそうだろうとは思いますが、一方で、削減目標が京都議定書のように日本は6%、ともかく、それを達成するんだという、国としてのキャップが明確だったのに比べると、削減目標も見直しが可能なような仕組みになっているという、ある意味の柔軟性を取り入れた部分というのはあるんじゃないかという理解をしております、こういうふうに書かせていただきました。これは具体の要望項目の背景の理解というぐらいに御理解いただきたいと思います。

それから、単年度でキャップ&トレード制度は成果を求めているのではないということで、それはもちろんそのとおりだと思いますが、例えば1年前あるいは2年前に新築したビルを、じゃあ、次の5年間で7%削減というようなことが果たしてできるのか。それは、やっぱり次のその10年先、あるいは設備の更新ということになれば、さらに15年ぐらい先、20年先のことになるわけですね。その間にも、もちろん運用ですとか、あるいは、追加的な措置で削減余地はゼロとは申しませんが、そういったビルについて、全部機械的にそうやっていくというよりは、やはりバンキングなりボローイングなり、ある程度、ビルのライフサイクルに合わせた削減が可能なような仕組みをつくっていただきたいということでございます。

それから、赤司先生の1%しかないというところは、ちょっとアンケートの細かい部分になりますので、後ほど別途説明させていただきます。

それから、環境認証につきましては、設計値ということではございますけれども、どういう取り入れ方をするかというのを、直ちに、じゃあ環境認証を取ったら、もう義務を免除してくれるというところまではもちろんいかなと思います。ただ、設計値で、ある程度努力をする、あるいはそのフォローがあるという前提であれば、そこに削減の優遇といえますか、何か、それを考えていただくような余地はあるのではないかという意味でございます。

それから、河口先生からの「ビル事業の特性に応じた合理性のある規制」というのは、先ほど申しましたようなバンキングとかボローイングとか、ビルのライフサイクルに合わせたような対応が可能となるような制度にしていきたいということでございます。

それから、高村座長から御質問の需要側の話でございますが、この資料でも、11ページに、これはビル側で何ができるかというところに、一番下に再生可能エネルギーの活用というのが書いてあります。これは再生可能エネルギーをクレジットとして買ってくるという意味ではなくて、太陽光発電をビルに導入するとか、地中熱を利用するとか、そういった対策は当然できるわけでございまして、これは需要側の対策として、私どもは当然やるべき、可能なところはやるべきだというふうに考えております。

私が、先ほど、この意見ではちょっと需要側の対策を基本に申し述べますと言いましたのは、クレジットを買ってくるというよりは、その前に、やはり事業者として削減できる、削減を達成すると、課せられた義務を達成するというのが、原則の取組の姿勢だということをお願いしたわけでございます。

それから、アンケート結果の事業所間のばらつきをどの程度把握しているかということでございまして、これもちょっと別途説明させていただきます。

○一般社団法人東京ビルディング協会 それでは、補足をさせていただきます。

まず、一つ目のところでございますけれども、削減率見込みが非常に1%未満が多いという状況でございますけれども、緊急アンケートでございましたので全部理由が絞り切れたところではないんですけれども、会員さんからの声をアンケートとは別にヒアリングした限りで言いますと、将来を予想するということになりますと、テナントさんの構成がどうなるのかということが分かりにくい、予想できないということがございまして、入居するテナントさんがどういうところが入られるかによって、例えば同一のビルのテナントさんでも、電力の原単位で10倍ぐらいの開きがあるというデータもございまして、将来、東京都の国際金融都市を目指すという点で、非常にエネルギー多消費型のテナントをこれから誘致していくんだというような方策をとりますと、どうしても非常に厳しい見通しをせざるを得ないということでございまして、それが先ほど言った省エネを尽くしているという部分との合算で、どうしてもこのような状況になってしまうということでございます。

それから、高村委員から、削減ポテンシャルのデータについての御質問をいただきました。こちらにつきましては、これも緊急アンケートということもございまして、まだ分析が追いついていないんです。ちなみに、国のほうでオフィスビルについての省エネ法上のベンチマーク制度ができて、削減対策をどれぐらいやったか、削減ポテンシャルを

相対比較する制度ができております。これに基づいて、次の１年後に削減ポテンシャルの報告が出ますので、それである程度削減ポテンシャルのデータが拾えるのではないかと思います。ちなみに、私どもでこの制度をやるためのテストの段階では、相当、削減ポテンシャルのばらつきがあったということは分かっております。

以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

少し時間が押しておりますので、こちらで意見表明については終えさせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

では、次の意見表明をお願いいたします。

○千田総量削減課長 ありがとうございます。

続きまして、東京冷蔵倉庫協会様から御説明をお願いいたします。

○東京冷蔵倉庫協会 こんにちは。よろしくお願いいたします。

まずは、東京都の営業冷蔵倉庫の現状と課題を簡単に御説明させていただきます。

平成３０年４月現在、都内において、営業冷蔵倉庫を営む法人は協会加入会員ベースで６６社、９２事業所で、その設備能力は１３８万６、０００トン、全国の設備能力の約１３％となります。一方、その設備状況では、竣工年で見ると、古いものは１９４８年から２０１８年まで７０年間に及んでおり、経年年数は平均で３３年、築４０年以上が３８％、３０年以上では６３％と、他県に比べ経年化が進んでいる状況です。

冷蔵倉庫業は、冷凍食品、水産物、畜産物、農産物などの食品を寄託者から、荷主様から預かり、プラス１０℃からマイナス２５℃の適正温度帯で保管するという事業ですが、そのエネルギー源は、ほぼ全てを電気エネルギーに依存しております。総使用電力量の８割から９割は冷凍機器、冷却設備を運転しての庫内温度の維持に使用されており、事業原価に占める動力費の割合は２割以上で、一般製造業と比較して非常に高い数字となっています。また、冷蔵倉庫事業は装置産業であり、その冷凍設備や断熱工事の初期投資額は普通の倉庫と比較して約３割以上も高く、減価償却に２０年をかけながら、新規設備更新は４０年から５０年後という長いスパンの事業となっています。さらに、冷蔵倉庫事業は装置産業であるとともに、電力多消費産業でもあることから、ＣＯ₂削減対策は省エネルギー対策として、非常に重要な事業継続のための大きな命題となっております。

東日本大震災以前から各事業者はありとあらゆる対策を講じて取り組んでいますが、従来の対策の延長線上では、今後、これ以上の削減は極めて困難な状況となっています。

このような現状の中、消費者からの「食の安心と安全」を求める意識は年々高まっており、品質保持の観点からも、庫内保管温度を上げて電力使用量の削減は困難な状況となっています。また、保管庫内の温度管理だけではなく、貨物の入出庫作業や選別作業を行う荷捌き室と呼ばれる部屋の温度管理の要求が厳しく、以前はプラスの温度帯で行っていた作業場の環境がマイナス５℃からマイナス１０℃以下に保つことが要求されるなど、「温度は低ければ低いほど良い」というのが顧客の志向になっており、電力使用の削減を更に妨げているのが実態です。

以上を踏まえまして、削減義務に関する意見として、二つ述べさせていただきます。

一つ目は、削減義務率の緩和です。第１回検討会議では、第３計画期間の削減義務率

を平均7%とし、医療施設へは新たな緩和策の検討がなされていると思います。第2計画期間の削減義務検討に当たり、中小企業及び事業協同組合が義務対象外となり、また電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置として、「国民生活又は社会経済の安定に著しい支障を及ぼすと認められる需要設備」として、冷凍冷蔵倉庫は削減義務率2%を緩和していただいております。

用途の特徴を踏まえ、義務率の緩和をしていただいたわけですが、食の安全の確保のために、冷凍冷蔵による温度管理にエネルギーを多く消費している特徴と実施可能な対策に一定の制約があることを考慮していただいた結果でもあります。

当時、第2計画期間に限るとされていますが、冷蔵倉庫業が食料のサプライチェーンになくてはならない重要な社会インフラであることに変わりはなく、逆に電力使用量の削減対策に関しては、年々設備の経年劣化が進む中、一層厳しさが増しているのが現状です。以上のことから、第3計画期間におきましても、第2計画期間同様の緩和措置を御検討いただきたいと考えております。

それから、二つ目は削減義務率の区分です。削減義務率の区分について、今の制度では、「冷蔵倉庫」の区分はⅠ－1とオフィスビルや商業施設などと同業種の判定がなされていますが、分類の根拠が明解でなく、極めて妥当性を欠いたものであると考えております。

冷蔵倉庫は、国民生活に必須である食料品を適正な温度にて保管を行う事業であり、まさに食品の品質保持の用途でエネルギー（電力）を使っており、オフィスビル等の冷暖房・空調用途とは根本的に異なる業種であります。

また、オフィスビルの空調機器は、一般的には小型で安価であること、また実質使用年数は10年程度と短期間であるため、テナント変更時のリニューアルや定期的な大規模修繕時に高効率の空調機器導入が比較的容易だと考えられます。

一方、冷蔵倉庫用の冷凍・冷蔵システム機器、冷却設備は、大型でかつ高額なこと、実質的な使用年数は30年前後で長期にわたる連続使用等の特異性もあり、高効率機器への更新は容易ではございません。

分類の根拠が不明確で妥当性に欠けるものであり、見直すべきと考えております。冷蔵倉庫は、冷凍機（高圧ガス製造施設）を稼働して冷気を製造しております。これをもって貨物の低温保管を行う事業（工場）であり、オフィスビルの空調とは全く異なるものと考えております。したがって、現行区分であれば「区分Ⅱ」が妥当と考えておりますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○高村座長　ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました意見表明について、御質問がございましたら、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員　ありがとうございます。

何かいろいろと大変そうだなということを感じました。それで、かなりもう経年で長いものが多いというお話だったのですが、そうすると、これから、もう設備更新をしてい

くというのが、かなり計画をされている事業者さんが多いような気もするんですけども、そうすると40年前のものと比べて最新の設備が入ると、ものすごくそういうところに関しては良くなるんじゃないかなと。ただ、そうじゃない事業者さんもいるので、業界全体としては駄目なのかもしれないんですけども、設備更新をして、一気に省エネが進む事業者さんがばっばっばって出てくるんじゃないかということを伺って感じたんですけども、そのあたりについては、いかがお考えなのでしょうか。

○高村座長 他に御質問はございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 意見の2番目で、区分の見直しの御要望が出ているんですけども、これはたしか最初からこういう区分になっていると思うんですが、こういう要望は、今回初めて出されたんですか。今までもこういう要望を出されていたのか、その辺だけ確認したいんですけども。

○高村座長 他にございますでしょうか。

私から一つ、河口委員の御質問に関わる場所ですが、かなり経年化が進んでいるということでしたが、設備更新の計画をお持ちの事業者の数等々のデータ、数字があれば、教えていただきたいと思います。

○東京冷蔵倉庫協会 まず、河口先生の御質問につきましては、設備更新につきまして、非常に長いスパンで冷蔵倉庫、躯体も使います、冷却設備も使いますということで、長いものにつきましては、一度、冷却設備については更新をしている事業所がほとんどでございます。それと、じゃあ、改めてフロン法の問題、R22の冷媒の問題もございまして、環境省、それから経済産業省の補助事業も活用しながら大規模な設備投資計画は、協会の中では粛々と進めていっております。

なので、全体の設備の躯体の部分とあわせて、先ほど申し上げましたけども、40年以上が38%ということであれば、もう建替えの時期にかかる協会の会員会社さんもありますので、そのタイミングと合わせて、改めて、大規模な設備更新をするというような流れになっていますので、そういう設備投資の計画、今、数字はちょっと、今日はすみません、持ち合わせていないんですが、そういうものも計画的に進めていると。今回のキャップ&トレード制度の前にも、やはり冷蔵倉庫は電力使用量が非常に大きいですから事業となる環境経営の見方としては、非常に大きなウェートを占めていますので、これは計画的にだんだん進めていっているというのが実情でございます。

○高村座長 大野委員から、区分について御質問があったかと思いますがどうでしょうか。

○東京冷蔵倉庫協会 区分につきましては、今回初めてではなくて、第1期、第2期のときにも、協会として意見を述べさせていただいております。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、東京冷蔵倉庫協会様、どうもありがとうございました。

次の意見表明に移ってまいります。

○千田総量削減課長 ありがとうございます。

続きまして、特定非営利活動法人日本データセンター協会様から御説明をお願いいた

します。

○特定非営利活動法人日本データセンター協会 日本データセンター協会・環境政策ワーキンググループでございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

今回の制度検討におきまして、日本データセンター協会・環境政策ワーキンググループ内で意見集約した内容を整理してまいりましたので、主に5点、御提案をさせていただければと考えてございます。

まず始めにございますけれども、今回のキャップ&トレード制度の施行後、東日本大震災等の影響によりまして、データセンターの事業というのは拡大してございまして、サーバーなどの集約やデータセンターへの移設などが進みまして、CO₂削減にデータセンターとしては協力することができたかなと考えてございます。

一方で、昨今の情報社会の発展に伴いまして、データセンターの総量は、非常に大きく増加し続けております。こちらについては、東京都様のほうでも面積当たりの原単位等の傾向から大きく増えているというところは御認識いただいていると思ってございます。

このような状況の中、第3計画期間以降では、基準排出量基準年の見直しですとか、見直し後の削減義務率が7%、また、第4計画期間では17%という設定が検討なされていると認識してございます。

データセンターは、情報・通信システムを高効率・高集積に稼働させまして、総量が増加し続けるような施設でございます。それゆえ、CO₂の削減の取組、低炭素に向けた重大な使命を当然担っているというふうには認識してございますけれども、事業所単体で取組が推進されておりますこの制度につきましては、事業者によっては、都内での事業継続というものを困難にする可能性もあると認識してございます。

データセンターは、先ほど来申し上げておりますとおり、優れた耐災害性・高セキュリティを保ち、情報・通信機器の集約効果による低炭素化効果が期待できるような施設でございます。社会全体のICT化による情報サービス・コンテンツ産業として、生産波及性が大きく、雇用性も高いことから、東京都内の低炭素化社会の実現ですとか、高度防災都市の実現、ゼロエミッションにつながる施設でございますので、総量を規制するような本制度への適用というのは、多角的に御検討をお願いします。

具体的には、データセンター協会のほうから5点、御提案をさせていただければと考えてございます。

1点目でございますけれども、対象事業所の範囲の見直しの御提案でございます。本制度は、大規模事業所に対して適用されてございますけれども、中小企業さんが所有するような大規模事業所、また中小規模事業所も含めて、幅広く義務化されることで、総量削減への意識というものをより広めていくことができると考えてございます。

また、2030年の目標値からバックキャスティングによる削減義務率というものが検討されてございますけれども、こちらも事業所別、業種別に区分するという形ではなくて、都内に複数事業所を所有している事業者さんへの適用拡大等によって、総量削減の対象となる事業所の定義というものを見直していくことによって、幅広く低炭素化が進むものと考えてございます。

ただし、これまでCO₂削減努力をしてきた事業所ですとか、中小企業様によっては、

資本力というものについても考慮が必要かなと考えてございますので、削減義務率に差を持たせるなどの公平性というものは必要かなと考えてございます。

2点目でございます。削減義務率達成に向けた業種別の具体的なモデルケースの策定についての御提案でございます。

具体的には、データセンターの中では、先ほど来、意見表明のあった各業界団体さんからもございますように、データセンターも例に漏れず、高効率の空調装置の導入ですとか、最適化の空調自動制御、照明の自動点灯ですとか、サーバー機器の稼働に合わせた空調運転など、様々な省エネ施策というものを実行してございます。

ただ、これらの対策だけでエネルギー削減を進めるには、対策対象となるポテンシャルも少ないと考えてございますので、非常に厳しい状況にあるというところでございます。ここから、更にエネルギー削減を進めていく上で、協会事業者としても具体的にどこを削っていければ、この7%というところの総量削減が達成できるかというところを、具体的な対策というものが見出せないような状況でございますので、具体的にどのような施策を展開していった削減していくかというところのロードマップの提示並びに御支援を賜ればと考えてございます。

3点目でございます。3点目は、再生可能エネルギーの選択でございます。従来から取り組んでいる事業所並びに一定以上の環境性能を持つ事業所につきましては、自らの事業所の取組だけではなくて、再生可能エネルギー、低炭素電力の選択というものが必要になってくると考えてございます。

ところが、本制度では、事業所内における省エネルギー対策というところに重きが置かれまして、再生可能エネルギーの価値というものが購入量の半分になると認識してございます。こちらについての購入量の半分という部分の撤廃というところを要望させていただくものでございます。

4点目でございます。総量削減制度開始当初より環境改善に努めている事業所と途中で、新規で建築されているような事業所さんでは省エネ余地というものに差があるというところから不平等な部分もあるものと認識してございます。また、一方で、この不平等を解消するために、トップレベル事業所のような制度があると認識をしているところでもございますけれども、既存事業者の省エネ余地、また、新規事業所がよりCO₂の削減への取組を推進できるように御配慮をいただきまして、より詳細な認定基準の緩和ですとか、軽減率の拡大というところの御検討をお願いしたいと考えてございます。

また、新規参入等においても、優良なもの、それらがCO₂削減について優良なものであれば、より免除や軽減する仕組みというものを強化していただくような仕組みを取り入れていただければと考えてございます。

5点目でございます。ちょっと手順等、若干矛盾する部分はあるかなと思いますが、都内において、今もまた、新たな事業所というものが、どんどん建設されておりまして、比例して都全体の総量というのは増加している傾向にあると認識してございます。

都の総量が増えることによって、既存の事業所が更なるCO₂削減に向けた取組というものを求められていると認識してございまして、そのような現状につきまして、また、新規事業所に対する総量排出のあるべき形につきまして、東京都様からの御見解というもの

がいただければと考えてございます。

今後も、情報通信の発展とともに、データセンターの総量というのは増加の傾向になってまいります。もちろん、それらのエネルギーというのは低炭素である必要があると考えてございます。このような状況の中で、本制度が継続されていく場合には、データセンター事業者にとっては、都内における事業のあり方や継続性を見直されるような必要が迫られている事業者さんもいらっしゃると思います。

本制度がデータセンター事業者にとって中長期的な事業戦略検討のポイントとなりますために、2030年、また、さらには、その先の展望というものを明らかにしていただきますように要望をさせていただければと思っております。

なお、このような形で、都内で事業を展開している事業者さんが都外に移ってしまうというのは、都内のエネルギーは減るかもしれないですけれども、国内全体のエネルギーという観点からは悪化しかねない状況にもなってしまうかなということも懸念しているところでございます。負の循環にならないよう事業者が前向きに取り組めるような制度の検討というものがなされればと考えておりますし、当協会としても、ぜひ、そのような方向で一緒に協力させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの意見表明につきまして、御質問がございましたら委員からお願いしたいと思います。事務局に対しての御質問、御見解がございましたけれど、最後のところで、全体の意見表明が終わったところで、もし事務局からお答えできることがあればお願いしたいと思っております。

御質問、いかがでしょうか。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員 御意見の一番最初のところは、中小企業にも広げるという、広げたほうがよいという御提案という理解でよろしいでしょうか。

大体、中小企業はオミットしてという御要望が多いような感じなんですけれども、データセンター協会さんでは、逆に中小に広げていったほうが全体の削減効果が広がるし、中小企業もそれができると、それは、ちゃんとそういう規制がかかっても大丈夫という、そういう御認識なのでしょうか。

○高村座長 他の御質問は、いかがでございしますか。

赤司委員、お願いいたします。

○赤司委員 3番目の再エネルギー源の購入量の半分という部分の撤廃ということですが、今のところ、再エネの分を2乗して、あと、省エネと再エネのバランスで半分ということだと理解していますが、その半分というところを少し考えてほしいという意味なのでしょうか。すなわち、既に再エネは2乗されているのである程度重点的に評価されると理解されますが、さらに半分というところも撤廃してほしいということでしょうか、というのが一つ。

それと、4番目ですが、おっしゃるとおりCO₂排出が小さく、非常に性能が高い新規ビルに対しては、トップレベル事業所ということで削減率を緩和しています。このこと

とおっしゃられている新規事業所に対する総量排出のあるべき制度というのがどのように違うのか、改めてお伺いさせていただきます。

○高村座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、具体的に御提案いただいた点についての、明確化の御質問だったと思いますが、御回答いただけますでしょうか。

○特定非営利活動法人日本データセンター協会 まず、1点目でございますけれども、中小規模事業所様の拡大ということでございますけれども、現在、1,500kL以上の事業所を大規模事業所というふうに定義付けられていますけれども、ここが可能であるという明確な根拠といいましょうか、私の認識ですと、今まであった、経済産業省さん、資源エネルギー庁さん、環境省さんがやられている省エネルギー法の対象の事業所というふうに認識してございまして、一定の線引きのラインとして、既存の制度を活用されていたものではないかなというふうに推察してございまして、必ずしも、そこに、こだわらなければいけないということもないかなというふうに考えてございまして、例えば、1,000kLではなぜ駄目なのかというところが、エネルギーの総量を把握されている東京都様から見ると、もう少し踏み込んでもやれるのではないかなというふうに考えてございます。

また、設備投資だけではなくて、運用、使い方による改善というものでも大きな省エネ効果は得られるというふうに考えてございますので、幅広く認知度を広めることによって低炭素がより実現できるのではないかと考えてございます。

再エネの2分の1でございます。すみません。少々、計算式の認識が甘かったようで、ちょっと2乗している部分につきましての、すみません。算定の効果というものが、正しく認識できておりませんで、ただ、ちょっと2分の1というところが非常に目についてしまいましたので申し上げさせていただきました。誤解であれば、訂正させていただきます。大変失礼しました。

3点目、すみません。要旨とちょっと異なるような御説明をしてしまいまして、大変恐縮なのでございますけれども、要旨の4点目は、実際、二つのことを記載させていただいてございまして、前半部分につきましては、削減義務率の、平たく言うと緩和と見直しというところでございます。トップレベル事業所の制度があるということは認識してございますけど、それを、より詳細にというか、区分を細かくすることによりまして、より頑張っているところはより高く、設備と運用の部分でも、少し投資は難しくても運用として高レベルであれば、そこは評価するなどの仕組みがあってもいいのかなというふうに考えてございます。

○特定非営利活動法人日本データセンター協会 ちょっと補足させていただきます。

データセンター事業自身は、割と若い事業なので、ここ2、30年がスタートです。そういう意味と、もう一つは電力を非常に大量消費いたしますので、電力そのものがデータセンター事業の存立に関わっているのです、設備も皆さん結構新しいですし、非常に効率良く運営するということが収支に直結しますので、そういう意味では、他の業界に比べると、かなり先進的な設備を、皆さん、導入されて、高効率に運転していますと。

ここまで、第1期、第2期のときは頑張っただけで、なかなか、これ

以上、対策が実際にはないのではないかとというのが我々の意見です。そういう意味で、ただ、再生可能エネルギーも、我々は電気を多く使い過ぎるので、現時点では契約していただける会社はありません。そんなに大量に電力を供給できないということで、実際には、再生可能エネルギーを使うというのも非常に難しいというのが現状で、厳しい状況に置かれていますということをお伝えしたいと思います。

○高村座長 ありがとうございます。それでは、時間がまいりましたので、ただいまの意見表明、どうもありがとうございました。

それでは、次の意見表明に移ってまいります。

○千田総量削減課長 ありがとうございます。

続きまして、日本百貨店協会様から御説明をお願いいたします。

○日本百貨店協会 本日は、このような発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、今回の検討に関しまして、環境先進都市東京の確立に向け、更なる東京の成長を踏まえ、日本百貨店協会が取り組んでおります持続可能な開発目標、SDGsに関わる取組、そして、地球全体の温室効果ガス削減という大目標の達成に向けて、取り組んできました実績を踏まえて、4点、御意見を申し上げたいと思います。

一つは新たな基準排出量の設定、二つ目に削減義務率、三つ目にバンキング制度、最後四つ目に、地域熱供給に関する優遇制度に関して申し上げます。

まず、始めに、新たな基準排出量の設定に関しては、これまでの削減を進めてきた事業者にかなりの負担を強いるものと考えております。現行基準排出量の維持をお願いします。

それは、第1計画期間の達成には、東日本大震災という非常時における大幅な節電を行ったことによる成果であると考えております。電力需給の逼迫や計画停電などが実施されました。百貨店各社では、営業時間の短縮、エレベーター・エスカレーターの一部停止、照明の消灯、そして、間引きといった、運用による緊急対応を行いました。以降、設備投資計画を前倒しし、LED照明の導入などを積極的に行った結果として、大幅な削減が達成され、現在も引き続き削減努力を現状も行っているところでございます。

新たな排出基準量の設定となりますと、本制度の導入の意義として、挙げられた省エネ技術活用による、自らの事業所での削減を重視し、短期ではなく中長期での削減義務の履行という、事業所の削減努力が可視化できなくなるのではないのでしょうか。これまでの事業所の削減努力と成果が評価されずに、積極的に削減に取り組んできた事業者が不利になることはないのでしょうか。

また、国全体として、パリ協定達成に向けた基準年を設定し取り組んでおります。東京都独自の新たな基準量の設定ではなく、国と東京都と、そして事業者が同じ目標に向け、取り組めないかと考えております。

実務的な話でお恥ずかしいのですが、報告書の作成に関しましても、大変膨大な労力が必要となります。温室効果ガス削減への報告は国にもございます。特に、本制度に関しましては、登録検証機関への多額の支払が必要でございます。この費用負担も、大変、我が業界には重いものでございます。この費用分を少しでも改修費として回したい。ま

たは、一つでもLED電球に取り替えたいという現状もございます。

このようなことを踏まえまして、現行基準排出量は維持していただきたい。強くお願いしたいと思います。

次に、削減義務率に関しましては物理的に不可能な目標ではなく、現実的な目標値の設定と、そして事業の継続性、公共性などを鑑み、削減率の優遇などの配慮をお願いします。エネルギー消費のコントロールは、省エネのための努力では基準をクリアするには、だんだん限界が出てまいりました。当業界では、消費者との接点ということで2005年よりクールビズに率先して取り組み、いち早く売り場において、空調温度の緩和という、本業の場、例えて申し上げますと、演劇でいうとステージにまで電気を節電するといった、本業にまでメスを入れて取り組んでまいりました。今年も、消費者の皆様、このようなステッカーですとか、店内放送などを通じて、多くのお客様、家庭でも節電、省エネルギーへの取組を呼び掛けております。

百貨店の館を説明させていただきますと、通年、1年中冷房を使用しています。これは、毎日不特定多数のお客様が御来店され、特にターミナルにある店舗は、従業員を含めると5万人以上が一つの建物内にいるときがあります。そして、そこで皆さんが歩いて買い物をするという有酸素運動をしています。本日のこの会議室も、今日の人数等、最大限いる場合、そして、歩いている場合、例えばラジオ体操をしている場合、空調負荷というものはまるっきり変わってくると思います。

このような中で電力使用量が見込まれる時期、時間に、私ども百貨店にとって、空調負荷となるような取組も行っております。ここに掲げている例がそうでございますが、東京都も積極的に取り組んでおられるクールシェア、そして、クールスポットとして、熱中症予防のために取り組んでいます。

最近のゲリラ豪雨、夕立が頻繁に起こることにより、開閉口が多い百貨店では、大量の湿気との闘い、冷房を強化するという取組もございます。また、観光都市として、外国人の方が大変増えております。昨年、約2,900万人の訪日数がありました。百貨店にも400万人は御来店され、単月で見ましても2桁は増えている状況にあり、2020東京大会に向け、より多くの方が百貨店にお越しいただけたと考えてございます。

そこで、私どもの運用に関して大きく影響するのは、御来店されるお客様、空調、つまりエネルギーのコントロールは、お客様の数によるということが、私どもの現状でございます。多くの御来店いただく皆様の快適性と安心、安全を担保する。また、百貨店も働く場として、安心、安全に向けたエネルギーの必要性も出てまいりました。これまで、従業員は削減のために我慢の節電でした。働き方改革を機に変化しています。よって、中長期的な目標を掲げて、事業者として、そして、家庭部門へのお客様と一緒に日々取り組んでいる中で、現実的な目標値の設定をお願いしたいと思っております。

次に、バンキング制度に関しまして、複数計画期間へのバンキングをお願いしたいと思います。それは、設備更新など大きな投資を伴う工事は、店舗を営業しながら、改修工事を行っておりますと、長期必要となります。全国展開している百貨店では、各地の店舗のメンテナンス等もございまして、店舗のタイミングにより改修工事、つまり削減

した部分が一定の期間にこの効果が縛られることなく、複数計画期間へもバンキングで
きることを望みます。

例えば、削減義務移行に備えて、節電により浮いた電気代で、第1期にグリーン電力
証書など、クレジットを高額で購入した事業者がごさいます。その削減投資が無駄にな
ってしまいます。企業ですので、株主への説明もごさいます。このような取組が無駄に
ならないようお願いしたいと思ってごさいます。

最後に、地域熱供給に関して、一定の地域や建物といった購入可能な受益者が限られ
ております。全ての事業者が使用できるものではごさいません。我々事業者が同じ条件
で、より低炭素社会形成に向けた制度を、再度、検討願いたいと思います。

以上、日本百貨店協会からの意見でごさいます。

○高村座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました意見表明について、委員から御質問をお願いした
いと思います。いかがでしょうか。

赤司委員、お願いします。

○赤司委員 意見要旨の1番目の新たな基準排出量の設定という意味は、基準年を維持し
てほしいという意味でしょうか。それとも、削減目標、すなわち削減率を更に上乗せす
ることをしないでほしいという意味でしょうか。

○日本百貨店協会 よろしいですか。

○高村座長 ちょっとお待ちください。

他に、御質問はごさいますでしょうか。

○赤司委員 それと本来、我慢の省エネはあってはいけない話なのですが、いろいろな方
の話を聞くと、実際は我慢の省エネになっていて、それで大変だ、これ以上できない、
というようなことになっているのだと思います。逆に言えば、我慢しなくてもできる省
エネのポテンシャルは残されていることもあるのではないかと思います。一方で、もと
もと省エネだけで削減率を達成するという話ではないので、例えば、低炭素電源や再エ
ネの導入については、百貨店様の業界の中ではどのように考えられているのでしょうか。

○高村座長 大野委員、お願いいたします。

○大野委員 4番の地域熱供給に関して言い忘れたんですが、ここは、ちょっと要望内容
が少し分かりづらいので、もう少し明確に御説明いただけますでしょうか。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、御質問について、お答えをお願いしますでしょうか。

○日本百貨店協会 はい。ありがとうございます。

赤司先生からいただきました御質問に関しては、基準年を変更しないでほしいと思っ
ております。これは変更することにより、これまでの削減努力、特に震災以降、震災以
前から、東京都の報告書の提出が始まったときから、私どもに限らず、全ての大規模事
業者は削減に向け日々努力していますので、そこの削減が全てなくなってしまう。いや、
加味されるのかもしれませんが、そこの事務の手間も含めまして、ここは継続、どれだ
け減ったのか、という見え方も含め、いろんな意味での基準年の変更といったことは、
再度、考え直していただきたいと思います。

そして、我慢の省エネと言いました、震災以降、実はLED照明も既に88%という高い割合で都内の百貨店は入れています。最後にカラーの資料でお付けしたものがそうですが、ハード面の対策も、震災以降、LEDの導入が終わったところは、順次、もう熱源、空調機器の大型工事なども、全て前倒しで行っている状況です。

全国組織なものですから、全国と東京を比べますと、東京の店舗に関しては、設備改修、かなりの割合で進んでいますので、これから、更なる、省エネポテンシャルを生み出して削減をしていきたいと思っています。

そして、再生可能エネルギーに関しては、これは正直申し上げて、これから勉強する段階です。百貨店の電気の使い方は、使用量が一番多い時間ですので、供給できる先もまだ少ないということがございます。今後、本当に再エネでよいのかということも含めて、今、勉強段階でございますので、グリーン電力証書を買っている百貨店も複数ございますので、これは前向きに、これから進めることではないかと考えてございます。

大野先生からいただきました地域熱供給に関しては、建物は、その地域に熱供給があった場合、入れようと思っても、大変投資額が高いこと、そして、省エネ係数が低いのかということも含めて、ちょっと疑問視してございまして、ここだけに優遇制度があるということではなくて、制度全般に関して公平性を出してほしいという要望でございます。

以上です。

○高村座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの意見表明どうもありがとうございました。

それでは、次の意見表明に移ってまいります。

○日本百貨店協会 ありがとうございます。

○千田総量削減課長 ありがとうございます。続きまして、一般社団法人不動産協会様から御説明をお願いいたします。

○一般社団法人不動産協会 本日は、このような発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

まず、協会の概要ですが、スライド2に記載のとおり、基本的には大手総合不動産会社を中心とした155社で構成されております。

環境に対する我々の活動としましては、不動産業環境実行計画を定めまして、それに基づいて、省エネ、省CO₂対策を進めております。

今日の意見ですが、ポイントは6項目ございます。

一つは基準年に関すること、削減率に関すること、バンキング制度に関すること、トップレベル事業所に関すること、削減限界到達物件に関すること、その他、有効に機能している制度の継続に関することの以上6点になります。このポイントについて、説明させていただきます。

○一般社団法人不動産協会 それでは、スライド4を御覧いただきたいと思います。図1でございます。

こちらは、第1回の検討会で配布いただきました資料を基に、平均的な事業所像をイメージしたものでして、第1期は目標8%の削減に対し、実績はおおむね2.2%。第2

期は目標 17% に対し、26% の実績ということを表してございます。この実績より、第3期以降の義務率を単純に通期換算したものが右の2列でして、これを用いますと、第3期は27%、第4期は35% ぐらいになるということで、お読みいただければと思います。

下のスライド5ですが、これに対し、平均以上に努力した事業所をイメージしたものが、図2でございます。グラフの赤い部分を御覧いただきたいのですが、こちらが平均以上に努力した部分を表しておりまして、この事業所におきましては、第1期については26%、第2期については、おおむね28% ぐらい削減しているとお読みいただければと思います。

これを上のスライド4の平均的な事業所と比較いたしますと、上よりも明らかに厳しい数値になっているというのを見ていただけるかと思います。

つまり、平均以上に努力した事業所というのは、逆に厳しい削減義務を課されるということとして、これは基準年度変更の弊害と言ってよいのではないかと考えてございます。

続きまして、スライド6を御覧いただきたいと思います。こちらは、当初、平均的な水準で滑り出したものの、ある年度におきまして、リバウンドしてしまった事業所のイメージでございます。グラフの3列目にございます84という数字を御覧いただきたいのですが、こちらがリバウンド後の数字でございまして、これが、そのまま次の第3期以降の基準になるということでございます。このリバウンドした削減義務率がどうなるかといいますと、第3期はおおむね21% ぐらいで、第4期は30% ぐらいでよいということになりまして、言い換えますと、例えば平均以下の実績であったとしても、削減義務率を上回っているためにペナルティーはない。したがって、そういうことであればリバウンドさせたほうが得なのではないかという、このように積極的な削減意欲をそぐ可能性が出てくるのではないかとということでございます。

こういう意欲をそぐというのは、やはり、弊害ではないかと捉えておりまして、平均以上に努力をした事業所視点での公平性の確保が必要だと認識してございます。

続いて、下のスライド7を御覧ください。

こちらは、先ほど三つ、事業所のイメージを申し上げましたが、この三つの事業所につきまして、基準年度を変更しないで現行のままとした場合のイメージを表したものでございます。

図の中に、白い丸囲いの数字がございまして、こちらを見ていただきますと、左から平均的な事業所があるのですが、こちらと比べていただきまして、真ん中の、先行して削減努力をしたA事業所、こちらには明確なアドバンテージが生じている。また、右のB事業所に関しましては、反面、リバウンドしているわけですが、総体的に削減目標は高くなっているということが読み取っていただけるかと思います。

つまり、現行のままであれば、基準年度を変更したときの弊害、先ほど申し上げました弊害というものが解消しているということとして、このように基準年度を変更しなければ不公平が生じないということですので、結論といたしまして、基準年度を変更すべきではないというのが、当協会の意見でございます。

続きまして、スライド8を御覧いただきたいと思います。

スライド8でございますが、②の削減率についてでございます。こちらは、先ほど、ビルディング協会様や他の団体様から意見にもございましたとおりで、図5を御覧いただきたいのですが、やはり優良な事業所ほど、追加削減の余地は少なくなっていて、実現困難な水準に近づいているという認識を持っているという御理解をいただければと思います。したがって、これについては、実情に即した達成可能なレベルの修正を、この先、議論をいただきたいということでございます。

下にいきまして、スライド9でございます。

3点目、バンキング制度について御検討いただきたいと思っております。こちらでも、先ほどのA事業所をイメージして、バンキングについて考察してございます。まず、このA事業所ですが、第1期の義務率8%に対して26%という削減を達成しているので、そのバンキング分は、単純計算で18%ということになります。しかしながら、問題もございまして、ここで得たバンキング分は、第2期に削減未達がないと使えないところかと思えます。実際、A事業所の場合ですが、既に第2期の削減義務率を上回る推移ですので、せっかく蓄積した18%分というものは使えずに終わる可能性が非常に高いということでございます。

もう1点、問題がございまして、バンキングを、例えば次の期限という運用を確定してしまいますと、今、第2期ですが、第2期に既に第3期分のバンキングを見込めるような削減を達成している事業所におきましては、今期末で消滅しかねないバンキングを第3期に充当させることを考え始めるというのではないかと考えております。そういたしますと、第3期に予定していたかもしれない設備投資をやめて、バンキングを使ったほうが得なのではないかという発想で行動してしまうようなことを生じるのではないかという懸念を持っております。

このような点を踏まえますと、本制度自体は早期削減努力の奨励上、有効であるとは捉えておりますので継続すべきとは思いますが、しかしながら、このような不公平や弊害の懸念がありますので、これらを解消すべく、複数期にまたがる繰越しを可能とすべきではないかとの意見でございます。

スライド10、トップレベル事業所について、意見を申し上げます。まず、基本的な捉え方ですが、こちらと同じように、奨励上、有効な制度でございますので、制度としての継続はされるべきと考えてございます。しかしながら、事業者側から捉えますと、先ほどもありましたが、手続が煩雑であるとか、事務量が多いですとか、このようなネックがございまして、取り組みづらいのが現状となっているということでございます。

これらにつきましては、やはり取り組むインセンティブが必要という認識でございまして、下に記載したような認定基準や手続の緩和を通じた取組者の拡大を目指すべきではないかとの意見でございます。

スライド11ですが、削減限界到達物件についてでございます。こちらの図表8も、3月28日の第1回の検討会で配布された資料を写したのですが、原単位が半減している事業所も出現という記述もございます。これを逆に捉えますと、既に大幅な削減を達成して、削減余地が極めて少ない事業所も存在するということに見えますので、これ

を踏まえ、削減義務率の下限を定め、到達物件は適用除外とするような制度を新設すべきではないかと考えてございます。

スライド12は、有効に機能している制度の例で、原単位の選択ですとか、初期削減率の緩和について、記載をしたものでございます。有効に機能している諸制度については、踏襲、継続をいただきたいということでございます。

最後、スライド13について説明いたします。

○一般社団法人不動産協会 最後に、まとめと今後の方向性について、お話をさせていただきたいと思います。

まず、大前提として、公平であり公正であることが大事だと思います。

一つは、事業者の過去の努力の評価をしっかりしていただきたいということ、簡素で公正かつ透明性の高い制度にさせていただきたいということでございます。

修正・改善すべきポイントで、基準年に関しては、早期に積極的な努力を行った事業者が損をしない措置を明確につくってほしいということ、削減率、実情に即した達成可能レベルへの修正をお願いしたいと思います。バンキングについては、消滅等の解消を検討していただきたいと思います。トップレベル事業所については、手続の簡素化、とインセンティブ等の付与をお願いしたいと思います。

あと、共有すべき視点として、環境だけではなく、経済面、社会面、総合的なことがバランスよく行われることが重要と捉えておりますので、これらが大前提の制度となるようにしてほしいと考えています。

最後に、今後の方向性ですが、義務を課すのみでなく、インセンティブも併せて用意することを検討いただきたいということと、当事者を交えた実務的な議論、検討の場が十分に用意されるべきと考えております。

不動産協会は、以上でございます。

○高村座長 意見表明、どうもありがとうございました。

それでは、委員から、ただいまの意見表明について、御質問をいただけますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 大変データに基づく御説明で、参考になる部分も大変ございました。それを前提とした上でなんですけれども、1点、ちょっと違和感があるのは、5番の削減限界到達物件という表現なんですけれども、当然、先ほども議論がありましたけれども、ZEB、ゼロ・エミッション・ビルディングを目指すというのは、おそらく不動産協会さんも含めて、こうした目標だと思うんですね。それを考えると、まだ、そこまではいっていないわけですから、あまりこういう表現は妥当ではないのではないかというふうに思いました。特に、その点は、これは、やっぱり省エネの部分を、エネルギー効率化の部分だけを意識されていて、再エネの部分については議論されていないということだと思うんですね。

ですから、逆に言うと、そういう再エネを活用していくということについて、この2020年から2025年、2030年という、今の条件ではなくて、先行きの制度ですから、そういうところまで見越した上で、やっぱり不動産協会さんとしても、この点

をもっと推進するというようなお考えがあってもしかるべきじゃないかと思うんです。先ほどビルディング協会さんの御指摘の中でもグローバル企業の入居が増えてくるという話がありましたが、世界的にはグローバル企業というのは、まさに再エネを使っていくという、R E 1 0 0 みたいな動きがありますよね。ですから、テナントさんが入ってくる中でも、やっぱりテナントとしても自分が入居するオフィスでは再エネを使いたいと。そういうメニューも用意してくれみたいな話もあるやに伺っていますので、それも踏まえた上で、どういうスタンスなのかなというあたりをお聞かせ願えればというふうに思っています。

○高村座長 ありがとうございます。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員 非常に論理的な資料で、他の事業者さんも参考になった、この数字の分析だと思うんですけど、最後のところでインセンティブも併せて用意されるべきということなんですけれど、具体的にどういうことを考えておられるのか。グローバル企業というお話も先ほどからありましたが、海外の、特に金融機関なんかは、L E E D のプラチナじゃないと入らないとかというようなケースも増えているというふうに聞いているので、逆にそのL E E D だとか、または、東京都でそういう独自の認証制度みたいなものがあるって、そういうのを見せるような仕組み。特にヨーロッパなんかだと、ビルの省エネ性能みたいなものは、ホテルの入り口に書いてあって、そういう観点でお客さんは選んでいるよということも聞くんですけども、それに近いものを日本のいろいろな建物にも入れるというようなことなんていうのも、ちょっと委員会で、ああ、このビルはこうなんだねとか、こういう運用をしているんだなというのを認証できるような制度などというのも考えていたりしたんですけども、そういうことなのか。

また、他にも、こんなインセンティブがあるよというのがあれば、お話がいただきたいんですが。

○高村座長 ありがとうございます。

他に、よろしいでしょうか。

それでは、御回答のほうをお願いできますでしょうか。

○一般社団法人不動産協会 まず、大野先生から御指摘があった、限界到達物件について、表現がよくないのかと思うのですが、かなり省エネで頑張った建物については、この水準までいったらもう卒業、というイメージです。皆さんが努力されて卒業を目指していく、そのようなイメージの制度になるとよいのではないかと考えております。

再生可能エネルギーについては、協会にはいろいろな会社がございますので一概には言えませんが、当然、視野に入れつつ、今後、考えていくということだと思います。社会の流れとか、海外から見たときの評価であるとか、それイコール企業価値にも当然なっていくわけですから、そのようなことも全般的に考えながら、進めていくことだと思います。

○一般社団法人不動産協会 私から、若干、補足です。

先ほどのZ E B に関してですが、Z E B の一番緩いZ E B R e a d y に関しては、一次エネルギーの50%削減が定義だったと思います。そうすると、図表8の原単位が

半減している事業所は、ほぼ、それに近づいてきていると考えておりまして、どの程度を置くかというのは、また、この先の議論じゃないかと思うのですが、かなり、それに近づいてきているものがあるということを御認識いただいた上で、制度設計を進めていただければと捉えてございます。

あと、認証ですが、スライド10のトップレベル事業所のところで、環境配慮指針の写しを出させていただいております。例えば、こちらにBELSの評価基準があったり、東京都ならではのいろいろな評価の考え方が出ているかと思いますが、こういう認証は、ぜひ、活用した上で、それを、例えばトップレベル事業所の認定にうまく絡めるとか、運用の仕方は、ありなのではないかと思っております、そうすると、事業者の取組も進むのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました不動産協会様からの意見表明どうもありがとうございます。

ここで、5分程度、休憩を取りたいというふうに思っております。今、11時46分かと思いますが、11時51分から再開をしたいと思っておりますので、時間になりましたらお戻りいただきますようお願い申し上げます。

(休憩 11時49分)

(再開 11時57分)

○高村座長 それでは、皆様おそろいですので、再開したいと思います。

それでは、次の意見表明の方、お願いします。

○千田総量削減課長 続きまして、8番目、株式会社アット東京様から御説明をお願いいたします。

○株式会社アット東京 よろしく願いいたします。

アット東京は、データセンター事業ということで、先ほど、J D C C（日本データセンター協会）さんは業界としての説明ということでされましたが、当社は事業者としてまいりました。

アット東京は、データセンターで、都内に4か所のセンターを持っており、その3か所がトップレベル事業所に認定されています。2010年のときの制度発足以来、トップレベル、準トップということで省エネに対しても頑張ってきた事業者です。その経験の中で、何点か説明をさせていただきたいと思参りました。

お手元の要旨の1番、2番、3番とありますが、説明の都合上、順番を変えまして、1番の次に3番、最後に2番という形で説明をさせていただきたいと思います。

まず、原単位の考え方ということで、第1回目の打合せの資料5において、平米数に対しての原単位ということを説明されていきました。しかし最近、データセンター事業としては、消費電力の高密度化が進んでおり、コンピューターの高発熱化が進んでおります。

そのため、データセンターの評価についても、延床面積、コンピューター室の面積での評価から最近では、使用可能電力で評価をするということが多くなっています。また、それが契約面でも表れてきており、コンピューター室の面積よりも消費電力で契約をしていくということが多くなってきました。

特にデータセンター事業は、先ほどのJ D C Cの方も申しておられましたけれども、最近20年ぐらいの事業でございまして、省エネの機器も進んでおり、省エネの考え方もアメリカ、ヨーロッパの影響を強く受けています。その中で、よく使われている指標としまして、PUEというものがあります。データセンター全体の消費電力とコンピューター負荷に対して、どのぐらい割合で使っているかということを表したものでございます。これも、全世界的に使用されています。つまり、コンピューターを冷やすのに、センター運営事業者の管理している熱源、空調等のエネルギーをどのぐらいの割合で使っているかを表しております。

ただ、各センターで計測する場所のポイント、ポイントがそれぞれ違いますので、一概に横並びで比較というのはできないですが、各事業者は各センターで長年管理しているデータがあり、そのデータに対して、今年は何れぐらいの消費をしているかということとを管理しています。そういうものを、データセンター事業者としては持っておりますので、それを管理指標にさせていただきたいなと。今までの他の事業者の皆さんも言っていたように、業界単位の指標を作っていただきたいというふうに考えております。

2点目は要旨のほうでは3番目になりますけれども、省エネの余地と総量ということについてです。先ほど申し上げたように、データセンター事業では、省エネをPUEで管理しています。今、アット東京では、トップレベル事業所の3センターでは大体、センター全体の負荷100%に対して、熱源、空調関係つまりコンピューター負荷以外の使用エネルギーは、30%ぐらいということをやっております。

つまり事業者のコントロールできるエネルギーの30%のところを、いかに減らしていくかというところで頑張っていますが、総量規制という形になってきますと、事業者としては、コントロールできる30%以外の部分でも削減をしていかなければならないというふうな方向になってきています。

したがって、削減義務の範囲というものを、先ほどいろいろな方がおっしゃっていましたが、自分たちのコントロールできる範囲とコントロールできない範囲のエネルギーがある、ということを御認識いただき検討いただければと考えております。

最後になりますが、要旨のほうの2番目になります。

お客様に対してのインセンティブということも少し考えていただければと思っております。先ほど言いましたトップレベル事業所の排出量のところについては、優遇措置ということで削減量を軽減していただいておりますけれども、それが、お客様のほうに対して反映（還元）できていません。

最近ですと電力の自由化で、契約をした電力会社でCO₂削減の係数も違ってきます。これと同じように、省エネ高効率のデータセンターを使用しているお客さんに対しては会社としての排出量の削減を認めていただくとか、そうすれば、お客様も省エネに対して関心が増し、使っているIT負荷に対して、サーバー更新時にも省エネサーバー

に入れ替えていくということも進んでいくのではないかと考えております。

そういうことで、お客様も含めた削減のインセンティブを与えられることができれば、より全体的な削減に進んでいくのではないかと考えております。

短いですが、以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました意見表明につきまして、御質問がございましたら、委員から、いかがでしょうか。

赤司委員、お願いいたします。

○赤司委員 どうもありがとうございます。今、お話しいただいた1番・3番と、2番が、やや、反対のことをおっしゃっているように聞こえました。データセンターは、いろいろな建物で生じたはずのサーバーの負荷を1か所にまとめて高効率で処理する施設なので、そこにデータセンターの社会に対する役目や価値といったものがあると思います。PUEで評価する場合、おっしゃったとおりコンピューターの電力消費というのは外すような形になりますので、そういう社会的な価値のようなものが、そこに反映されなくなります。

一方で、2番目は、企業に対するインセンティブということなので、むしろPUEではないところの評価を主張され、意見されたのではないかと考えておまして、その相対することをどう考えられているのかを再度お聞きしたいと思います。

○高村座長 大野委員、お願いいたします。

○大野委員 私は確認なんですけど、データセンターの電力契約なんですけれども、これは、だから一括してデータセンターの所有者というか、アット東京ならアット東京さんでやられているのか。あるいは個々のサーバーを持っている方が独自にやっているのかとか、ものすごく数はあると思うんですけど、その辺の事実確認と。それから、アット東京さんだと、そういう電源の種類を、全て再生可能エネルギーとは言わないまでも、そういうものを増やしていくとか、そういう御検討はされているのかとか、その点について、お聞きしたいと思います。

○高村座長 他に、よろしいでしょうか。

それでは、今いただきました御質問について、御回答をいただけますでしょうか。

○株式会社アット東京 最初に、電力契約のことについて。電力会社との契約は、アット東京、事業者が直接やっております。お客様が個々に電力会社と契約するということはありません。アット東京としては、お客様が使ったコンピューター負荷の電気代と、それにかかった空調関係、熱源関係のエネルギーを、あわせて請求しています。

電源の種類については、再生可能エネルギーについても、今、いろいろ検討をしております。また、電力会社で水力発電に対して別メニューとして売り込んできています。しかし、割増金により電気代が高くなってしまい、それをお客様に転嫁できるか、できないのか、いろいろ検討しているというところでございます。

赤司先生への回答ですが、PUEの向上(省エネ)については、アット東京としては、一生懸命取り組んでおります。その削減のところについては、あくまでも自分たちのコントロールできる範囲でやってみまして、それをお客さんに転嫁するということとはし

ておりません。

ただ今後、総量として削減をしていくところについては、お客さんのコンピューターも、省エネのコンピューターに更新していただかないと削減はできないと考えております。さらに省エネのコンピューターを入れていただければ、発熱も減ってきますので、こちらの事業者側のエネルギーも減ってきます。ただその時は、排出量の総量は減りますが、PUEとしては同等に変化していくかなと考えております。

つまり全体の削減と、アット東京の事業者としての努力というところは、一緒になってできるところもありますし、個別に努力していかなければならないところもあると、考えています。

○高村座長 他に、御質問いかがでしょうか。

赤司委員、お願いします。

○赤司委員 すみません。私が誤解をしていたかもしれないですけども、データセンターの中のコンピューターというのは、お客さんが用意するんですか。

○株式会社アット東京 はい。大きく分けて二通り、事業者によっては二通りの形態があると思います。

インフラつまり、電気設備、熱源設備、空調設備等を用意して、お客さんがコンピューターを設置してその場所を使用する。最近では、企業のお客様だけではなくて、クラウド事業者さんも同様な形態で使っています。

もう一つは、データセンター事業者が、御自分でコンピューターを資産として持って、それをサービスとしてお客様に提供するという形態です。この場合は、そのコンピューターでサービスをする事業者さんがデータセンターを管理運用し、一緒にコンピューターシステムも管理するという形態です。

アット東京の場合は、どちらかというと前者のインフラを提供するという事業者、に分類されます。

○高村座長 ありがとうございます。ただいまの意見表明について、どうもありがとうございます。

では、次の意見表明、お願いいたします。

○千田総量削減課長 どうもありがとうございました。続きまして、9番目、京王電鉄株式会社様から、御説明をお願いいたします。

○京王電鉄株式会社 京王電鉄株式会社です。お世話になっております。当社は鉄道会社であります。開発推進部施設管理担当ということで、賃貸ビル事業を行っており、大規模事業所に該当しております。恐縮ではありますが、口頭のみで意見を述べさせていただきます。

当社におきましてはオフィス、商業施設、ホテル業を行っております9物件が現在、東京都環境確保条例の大規模事業所に該当しております。私どもは東京都環境確保条例施行後、設備機器の更新工事を行う際に積極的に省エネ機器の導入を行ってまいりました。また運営面においても、照明の間引きや空調機の温度設定管理の徹底など精力的に取り組んでまいりました。その結果、第1計画期間においては目標値を大幅に超える削減量を達成することができました。具体的には、目標8%（物件によっては6%）の削

減義務に対して、9物件の平均値として18.0%削減できております。

しかしながら今回、第3・第4計画期間の基準排出量が2011年度以降の最大値とされたことで、省エネに積極的に取り組んできた結果が第3・第4計画期間における目標達成を困難な状況に追い込むことになる試算結果が出ております。単純計算ではございますが、2011年度以降の最大値が第1計画期間の目標値8%となった事業所の場合、第1計画期間の基準排出量をベースに換算した第3、第4計画期間の目標値はそれぞれ14.4%と23.6%になります。一方で第1計画期間に18.0%の削減を達成しました当社においては第3、第4計画期間の目標値はそれぞれ23.7%と31.9%になります。さらに最も削減できた事業所について述べますと第1計画期間の基準排出量に対し、29.1%削減しており、第4計画期間の削減義務は43.7%となります。あくまでも単純計算ではございますが、省エネに積極的に取り組んできた結果、多大な削減義務を課せられた感が否めません。

現時点での試算では第3計画期間の削減義務達成まで9物件合わせて約8,500t-CO₂分が不足しておりますが、第2計画期間のクレジットを充当することで達成はできる状況です。第4計画期間については持ち越せるクレジットがないため、クレジットが枯渇し、このままでは更なる省エネ施策に取り組んでも達成できない状況にあります。

一方、早期に省エネ施策に取り組んだ成果といたしまして第1計画期間で41,231t-CO₂のクレジットを創出することができました。しかし、このクレジットは第2計画期間までの有効期限となっており、活用できておりません。最終的にはキャップ&トレード制度を活用して売却することを検討しておりますが、逆に第4計画期間では同制度を利用して購入しなければなりません。クレジットの取引額は需給のバランスから価格が決まり、第1計画期間より第4計画期間のほうが高額になることは容易に推察できます。

以上のことから、当社といたしましては、積極的に取り組んだ事業所に対しての公平性を保つために創出したクレジットに有効期限を設けないことを提言いたします。

○高村座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました意見表明について、委員からの質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

大変具体的な実績に基づいて、御意見をいただいたと思います。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

それでは、次の意見表明に移ってまいりたいと思います。

○千田総量削減課長 ありがとうございます。続きまして、東京都市サービス株式会社様から御説明をお願いいたします。

○東京都市サービス株式会社 本日は、貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。私どもは、熱供給事業、地域冷暖房の事業を行っております。これは何かというと、読んで字のごとくですが、1か所の建物ごとに設備を置いて冷暖房を行うよりも、エリアでまとめて1か所で大規模な設備を置いて冷暖房を行ったほうが高効率であることを前提にした事業でございます。

ということからも、もともと省エネルギーを義務付けられているような事業でござい

ますので、各事業者はその実現に向けて不断の努力を続けているということでございます。

事業の形態としては、電気やガスを使って冷暖房を行うということですから、エネルギーを使って、また、熱というエネルギーを製造してお客様に供給する形で、若干、今までお話があった事業の方々とは形態が違うと思っております。今、お話があった各不動産関係、あるいは百貨店の方々が、我々のお客様というような形になってございます。

一方で、一昨年、私どもの熱供給事業も、電気、ガスとともに自由化され、今まであったエリアの中での供給義務というのが外れたのでございますが、とはいえ、エリアの中のお客様ですので、供給力確保義務というのがございます。ということから、当然、安定供給、継続供給というのが義務付けられているというふうに思っております。

私ども熱供給事業者は全国で70数社あり、それらが130数地点を持っておりますが、やはり、この東京都内に非常に多くの地点がございます。丸の内、新宿、池袋、六本木、大崎、品川等々ということで、大体眺めていただいて、高いビルが建っているところについては、何らか地域熱供給が行われているということでございます。昨今、話題になりました銀座の某デパートですとか、日比谷の某ビル、このあたりも地域熱供給のお客様ということでございます。

東京都様におかれましては、この地域熱供給の普及拡大について、早くから御支援をいただいておりますが、あわせまして、地域熱供給の地域指定というのがございまして、この基準に関しては、一定の省エネルギーを義務付けられているというような規制がございます。

こういったことを踏まえまして、これから熱供給事業者として、また個社として若干の意見、要望を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○東京都市サービス株式会社 では、事前に提出しております要旨に基づいて、ちょっと他の資料はございませんので御説明をさせていただきます。今お話ししたとおり、熱供給事業については、都内の熱供給事業者については、どちらも東京都さんの環境確保条例の中で規定されていますが、地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度による効率の基準を満たすようにということと、今回、いろいろ検討していただいていますキャップ&トレード制度との両立が求められています。

一方、これまでの他の事業者さん、あるいは団体さんからもいろいろ御意見が出ていますが、熱需要は、これも容易に想像いただけると思いますが、気象条件、あるいはお客様の使用形態の変化等に非常に大きく影響を受けます。よって、例えば猛暑等によって大幅な需要増があった場合には、供給側である当社をはじめとする熱事業者がなかなか有効なCO₂排出量削減、すなわち省エネを、需用増を上回るような形で実施することは、はっきり言って困難だと思っております。

二つ目、基準排出量について。こちらも既に、前回の資料にも、あるいは本日の各団体様、事業者様からもほぼ同様の御意見が出ていますが、基準排出量については、2011年度以降の最大排出量を新たな基準値とした場合に、それ以前に設備投資等による省エネ対策に取り組んで、既にCO₂の排出量を削減した事業者に対して不公平が生じることになる。これは、他の事業者さんと同様に当社も同じことが言えます。

こういった状況を踏まえて、どうするかと。一つは頑張ったかどうかをどういう判断基準で見るかということになると思いますので、当社からの要望としては、三つ目ですけれども、熱利用に伴うCO₂排出量削減に大きく貢献している低炭素熱事業者への排出削減義務の緩和措置を要望したいと思っています。こちらの制度については、第1回目の資料にも掲載されていますが、今回、御審議いただいているキャップ&トレードの制度の一部として第2計画期間から採用されたものでして、下の※印のところに不要かと思いましたが注意書きというかコメントをしているとおりで、お客様が熱利用に伴う排出、使用量が増えたとしても、低炭素熱に指定されている事業者からの熱を使っていた場合には、削減量をカウントできますので、その範囲内であれば、お客様側で削減ができますので、供給事業者側の熱需要増に伴って、二酸化炭素の排出量が増えたとしても総排出量は増えませんので、その範囲内であれば何の影響もなく、緩和していただいてもよろしいのではないかとということで要望をした次第でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○高村座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました意見表明について、委員から御質問がございましたらお願いいたします。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 どうも意見をありがとうございました。一番最初のところで、地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度とキャップ&トレード制度の両立がということなんですけれども、私の理解では、効率基準、要するに効率化が進めば、もちろんお客様の需要が増えたとしても、その分、増加しなかったり、あるいは増加分に入ったりとかすると思うんですけれども、この点で御努力されたと思うんですが、こちらのほうの取組については、もうやり尽くしたという認識なんですか。今まで、どんなふうに取り組まれてきて、どういうふうな状況かを教えていただければと思います。

○東京都市サービス株式会社 よろしいですか。

○高村座長 失礼しました。お願いいたします。

○東京都市サービス株式会社 エネルギーの有効利用に関する制度による効率基準というのは、もう、そもそも地域熱供給として、都内に指定をいただくときに満たすべき条件として与えられていますので、一定の効率を満たさないと地域熱供給として、東京都に認めていただけないといったところでございます。

両立と申し上げているのは、効率基準がある中で、さらにその需要に関係なくというか、基準排出量に対する総量削減義務が求められていて、ですから、一定の効率を確保することが前提になっているにもかかわらず、総量削減の義務と、両方が地域熱供給には課せられているということを申し上げます。

それに対しての取組ということであれば、当然ながら弊社の都内の事業所13か所ございますが、基本的には効率基準を満たして、ちょっと残念ながら昨年度、2か所、設備等の不具合で基準を満たすことができませんでしたが、それ以外のところは満たしております。それ以前も満たしております。

キャップ&トレードとの両立ということで、今、対象になっている事業所13か所の

うち、8か所なんですけれども、いずれも今までの計画期間での実績は目標値を上回っております。

○高村座長 お問い合わせします。

○大野委員 もちろん基準はあると思うんですけれども、基準はあくまでも基準ですから、当然、効率の向上を図るということはあると思うんですが、その努力がなくなっていて、それ以上はないのかと。

○東京都市サービス株式会社 それは、まさに最後に書いてある、低炭素熱事業者として、先ほど申し上げた13か所のうち11か所が認定をさせていただいております。残りの2か所は残念ながら基準値に、かなり苦しんでいるところでございますので、それを除けば、11か所が認定させていただいているので、高効率だということは、東京都にお墨つきをいただいているというふうに思っております。

○東京都市サービス株式会社 具体的な取組としては、やはり高効率な機器を入れるというのが一番効果があります。それにプラスして、入れた後、放っておくのではなくて、チューニングをかなりやっているのと、あとは、お客様によっても使い方が大分変わりますので、それに応じて、どういうパターンが一番良いのかというのを、日々、考えながらやってきており、その意味では、今ある機器の中では、かなりやり尽くしているというのが、我々の認識でございます。

○高村座長 一つ、私から質問させていただきます。

こうした地域熱供給事業というのは、全体として、面として、社会のエネルギー効率を上げていくという意味で、大変重要だというふうに思っておりますけれども、その趣旨から3点目の御要望が出ていますと思います。仮に御要望を検討する場合に、まさに書かれているように、実際にお客様とグループで合わせて見たときに、全体として、排出量が減っているという確認ができるかどうかということが、ここにある、例えば、緩和措置等々を考える上では必要だと思いますけれども、それについては、具体的に何かアイデアというのはお持ちなんでしょうか。

○東京都市サービス株式会社 実際には、低炭素の指定というのは、電力と熱の二つございまして、電力の、いわゆる発電というか、供給事業者さんは、そもそも総量削減の規制の対象になっていないと思うんですね。第1回目の資料で、今後の制度設計というか、資料6だったと思いますけれども、その中にも熱供給に関する総排出量は、お客様である需要家側と供給側である我々、事業者等のダブルカウントなので、削減は、相互で義務を課せられてやっていますので、その分は目標値にも嵩上げしていただくような資料が、たしか載っていたと思うので。

そもそも、当社が低炭素でお送りしている熱をお客様で使っていただくことで、既に削減は達成されているというふうに思っております。ですから、こっちが増えたからこっちが減るとかではなくて、そもそも同じ取組をどちらで上げるかということだと思っていますので。

○高村座長 ありがとうございます。重要な論点を、提供していただいていると思います。

他に御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見表明、どうもありがとうございました。

それでは、次の意見表明に移ってまいります。

○千田総量削減課長 ありがとうございました。

それでは、最後でございます。日本電信電話株式会社様から御説明をお願いいたします。

○日本電信電話株式会社 本日は、このような機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

弊社グループにつきましては、御存じのとおり、情報通信を扱う企業でございます。弊社グループの業務実態の観点から、本日、3点、御提案させていただければと考えております。

では、意見表明の要旨と、補足資料という形で御提示させていただいた資料を合わせながら、御説明をさせていただきます。

今回、申し上げたい事項は3点ですが、1点目、基準排出量の設定の見直しに関する事項について、2点目としましては、事業形態を考慮していただいた上での義務緩和の検討について、3点目としましては、省エネ技術の導入推進に向けた御支援についてでございます。

では、まず1点目でございますが、弊社グループにおきましては、東京都の低炭素化推進に向けた姿勢に賛同しまして、制度以前より、積極的に、かつ継続的に省エネ活動に取り組んでまいりました。補足資料の2ページに示しましたように、通信事業者につきましては、通信ビルやデータセンターの中にサーバーやルーターをはじめとした情報通信機器が設置してあるほか、空調や電源設備などが設置されています。これらの設備に対しまして、省エネ機器の導入や、電源や空調の高効率化といった省エネ活動を積極的に取り組んでまいりました。

その結果、第1計画期間、第2計画期間においても、削減の義務率を大幅に上回り達成できる見込みです。

今回、基準排出量を従来の制度から変更し、2011年度以降の最大排出量の実績を用いるということが、東京都様での御検討というところでございますが、この場合、継続的な活動の成果が正しく評価されないのではないか、また、事業者間でも目標値のばらつきが生じ、公平性が失われてしまうのではないかという懸念があると認識しています。

これまでの省エネ活動、また、削減努力を評価、考慮し、公平に低炭素化を推進するために、弊社グループとしましては、第1、第2計画期間で利用した基準排出量設定の継続をお願いしたいと考えております。

では、次のポイントでございますが、弊社グループの事業を踏まえた御提案でございます。情報通信におきましては、金融、運輸、消防や警察なども含めた行政、さらには医療などを支える重要なインフラであると認識してございます。情報通信は、これらの重要インフラを支えるため、法的責務に基づき、24時間365日止めることなく稼働させております。

3ページ目右図にも記載させていただきましたが、例えば、重要インフラの一つでございます医療分野においても、電子カルテを導入されているということが、最近では大

半となっております。電子カルテの利用を支える情報通信についても、医療分野を支える必須なサービスになってきている状況でございます。

また、政府が推進しております超スマート社会、Society 5.0、の実現に向けても、情報通信は社会・経済の成長、発展を支えるインフラ技術として、なくてはならない不可欠な技術になっていると考えております。

このような事業の特性、重要性を考慮した制度設計をお願いしたいと考えておりまして、区分の追加、または第2期と同様の緩和策について、御考慮をいただけないかと考えております。

さらに、次のスライドで述べさせていただいたのが、情報通信の活用が他産業や家庭からのCO₂排出量の削減にも貢献しているという御提案でございます。こちらのスライドに示しますように、情報通信を使うことによって、従来の手段に比べまして、効率化、脱物質化、移動・輸送の代替となるという効果を持っております。これらの効果はエネルギーや資源の消費、また、人の移動や執務、物の移動や保管を削減し、社会全体のCO₂を削減するということが可能です。

このような特性を踏まえまして、一事業体の側面からではなく、社会全体のCO₂削減に貢献していることも考慮した制度設計をお願いしたいと考えております。

では、最後に、更なる削減に向けた省エネ技術の導入に向けた御提案でございます。

情報通信分野では、今後、第3、第4計画期間に向けまして、革新的に変化していくと考えております。例えばということで5ページ左に記載いたしました。今後、IoTが爆発的に普及していきだろと言われております。それに伴い、デバイスが急激に増加すること、また、ビッグデータやAIなどが普及することによって、通信データも飛躍的に増加していくことが予想されています。それらの増加に伴いまして、エネルギー消費量も増加するということが懸念されています。

これらの事象に対しまして、我々の責務としましては、エネルギー消費を効率的に、かつ効果的に下げていくことを積極的に進めていかなければいけないと考えております。省エネ技術を積極的に導入していくほか、今後、エッジコンピューティングなど、新たな技術が普及していきだろと言われておりますが、それらの技術に対しても研究開発を進め、それらの技術を積極的に効率的に省エネという観点で導入していくことが必要になってくると考えております。

弊社グループにおきましては、情報通信の電力効率の改善ということで取り組んでいます。それが5ページ右のグラフで示させていただいたものでございます。2030年には、10倍という目標を掲げ取り組んでございまして、こちらに向けて、いかに効率化していくかというところで、日々取り組んでいるというところでございます。

一方、情報通信の置かれている環境を踏まえますと、東京都様が御提案されております総量削減目標の達成には、非常に厳しいと予測しておりまして、規制だけではなく、経済と両立した制度設計が不可欠と考えております。

実効性のある制度設計をお願いしたいというところが、この趣旨でございまして、省エネ活動を積極的に進めるインセンティブとなるよう、省エネ技術の設備の導入についても、補助等の御支援をいただけないか、御提案させていただきました。

以上でございます。

○高村座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました意見表明について、御質問が委員からございましたらお願いしたいと思います。

お願いいたします。

○河口委員 御説明ありがとうございました。NTTグループさんは、全国で展開されているので、これは東京都のことなんですから、一番上の基準排出量の見直しで達成するのは困難だみたいなことになると、じゃあ、都内にある設備をよそに持っていこうとかというの、当然、経営判断上、出てくるということなんじゃないかなと、グループ全体の。

そのあたりについて、当然、こういう東京都での政策が経営的に厳しいとか、いろいろとコスト面で見合わないとかとなると外へ出ていってしまうということも前提にそういうふうな対応策というのはお持ちでこういう御提案をされているのかなというあたりを伺いたいと思います。

○高村座長 他に、委員から御質問はございますか。

赤司委員、お願いいたします。

○赤司委員 ありがとうございます。御説明いただいたとおり、通信データが、今後、急激に増える可能性があるという中で、やはり基準年というのは、第1計画期間で最初に決めたところに置いたほうがよいという御判断なのでしょうか。

○高村座長 他に御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員 今、赤司委員の意見にもかぶって、他の団体様の御意見でもあったんですが、基準年は見直さないでということなんです、そうすると基準年は見直さないんだけど、削減率をもうちょっときつくしていくというほうが基準年を新しくしていくよりも、どちらがやりやすいのかなというか。

場合によっては、基準年はそのままで、じゃあ削減率をどんどんきつくしていくというオプションもあると思うんですね。それと、じゃあ、もう基準年を今の提案のように新しくして、それで、そんなに下げないよと。結果として出てくる、ターゲットとなっている数字は意外と近いかもしれないんですが、どちらのほうがやる場合に、よりインセンティブとしてやりやすいのでしょうか。

○日本電信電話株式会社 まず、一つ目。

○高村座長 申し訳ございません。もう一つ、私からも質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

他の事業者様、団体様に対する質問にもありましたけれども、データセンターそのもの、やっぱりゼロエミッション化していこうというような世界的な動きもあると思っておりまして、特に、そのときに、再生可能エネルギー、低炭素のエネルギーへの転換というのは、何か御検討されているのでしょうか。

止めてしまつて申し訳ありませんでした。どうぞ、お答えをお願いいたします。

○日本電信電話株式会社 まず、最初に河口委員から御質問をいただきました、全国規模

のというところですが、私どもの会社につきましては、全国規模で展開しているというのは事実ですが、まだ、本制度がこれからどうなっていくのか確定していない状況ですので、経営判断はしていない状況でございます。

御質問に対してのお答えは、前提ではないという状況を御承知いただければと考えております。

ただ、一方で、お客様から、東京都にデータセンターを置きたいという要望もあるのも事実でございます、その御要望を阻害することなく、お客様の御要望と経済性の両立を考慮した上で進めてまいりたいと考えております。

次に御質問をいただきました、基準年をいつにするかという御質問ですが、弊社グループとしましては、やはり削減を頑張った、努力したものが評価される制度が公平性、透明性という観点で良いのではないかと考えてございまして、第1計画期間、第2計画期間で用いていただきました基準値の年度で設定をお願いしたいと考えております。

さらに、河口先生からも御質問をいただきました、第1計画期間で最初に決めた年度に設定すると、さらに削減の目標の総量に対して、削減率が厳しくなってしまうことが懸念されるのではないかとということですが、目標の総量、並びに、削減率に合わせ、検討していかなければいけないと思っております。現在御提示いただいている状況から想定しますと、第1、第2計画期間で大幅に削減をしていることが効いておりまして、削減努力をした事業所については、その評価をしていただく制度をお願いしたいと考えております。

さらには、高村先生から御質問いただきましたゼロエミッションに向けた再生可能エネルギーの検討の状況ですが、導入可能な再生可能エネルギーについては要望しているところでございます。ただし、現在の状況では、再生可能エネルギーをデータセンターや通信ビルなどの大規模事業者に売っていただけるような会社さんがまだいらっしゃらないという状況です。また、調達可能な状況になった場合でも、経済性、信頼性の観点も重要だと考えております。データセンター協会さんからもお話がありましたけれども、電力料金につきましては、経営課題の一つと考えております。また、再生可能エネルギーの供給形態は、グリッド間での供給や直接供給などがあると思いますが、情報通信分野におきましては24時間365日止めてはいけないというところがございまして、バックアップ電源を含め、様々な観点で再生可能エネルギーの供給に関する信頼性を担保しなければいけないという点もございまして。

その観点からも、再生可能エネルギーが大規模に普及したとき、技術として担保できるのかといった検証も含めて、現在検討を進めているところではございますが、国レベルでの導入推進と、技術の担保についても御支援いただきながら、進めていきたいと考えております。

○高村座長 よろしいでしょうか。どうも意見表明をありがとうございました。

それでは、これで予定をしております全ての事業者団体、それから事業所からの意見表明を終えました。改めまして、意見表明をいただきました皆様どうもありがとうございました。

最後に時間がちょっと押してはおりますけれども、委員の皆様からこの時点で改めて、御意見、それから御感想といいたししょうか、ございましたら、いただきたいと思います。

れども、いかがでしょうか。

河川委員、お願いいたします。

○河川委員 各団体様の御意見を伺って、求めているものは、公平、努力が認められる仕組みでかつシンプルだと。数式を誤解しちゃうような、ちょっと難しい数式じゃないほうがよいとか、いろいろな意味でシンプルな、あと事務作業も大変膨大なので、そのあたりも御意見でシンプルのほうがいいなということと、やる気が出る仕組みだったら、非常に協力をするというか、前向きであるということと、あと社会全体での削減に寄与するという部分を個社では増えるんだけど、社会全体で減るからいいじゃないかというような、B to B的な発想と。あと、それから自分でコントロールできる部分とお客様レベルとか、天気とか、そういう不可抗力でコントロールできない部分をどう変えるのかなというように、なところが最大公約数的なところかなというふうに思ったのですが、こういうものがこれから東京都さんでどういう形で検討するのか、当然、これで議論することだと思うんですけど、こういう今いただいたことをもう1回、新しい制度に再検討していくと。そのために委員会をするという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○高村座長 多分、事務局への御質問だと思います。最後まとめてお答えいただくかと思いますが、赤司委員、あるいは大野委員いかがでしょうか。

○赤司委員 どうもありがとうございます。今、河川先生のほうから全体的なことを言っていて、私もそう思ったのですが、これまで皆さん、省エネという観点で非常に頑張っていて、というのはよく分かりました。逆に、低炭素電源や再エネはこれからなのかなというように少し感じました。そういう意味では、国のほうでいろいろ取組なり制度なり進んでいますので、そことうまく歩調を合わせて、実効性を担保していくというようなことが必要だと思いました。

一方で、東京都のブランディングのようなことを考えると、パリ協定の日本の目標では、民生・業務で40%削減になっていますし、世界的な流れとしてESG投資が進んだり、RE100という話もありますので、目標をあえて低くするというのはなかなか難しいと思います。そういう東京都としてのあるべき目標や評価のようなものは考慮すべきだろうと感じました。以上です。

○高村座長 大野委員、お願いいたします。

○大野委員 今日、先ほど、私久しぶりに事業者の皆さんの御意見をいろいろと伺いまして、やっぱり本来、もう少し早く、こういういろんな声を聞く形で制度設計をされたほうがよかったかなというのは率直に言って思いました。

そうですね。もう一つ思ったのは、やっぱり東京の制度がもともと始まったときというのは、東京の事業者さんも行政も含めて、東京という都市が国よりも先にというか、さっき世界の都市の動きを、各国の支援策がどうかという話もありました。いずれにしろ、世界の各国の都市が、やっぱり脱炭素化を目指していろんな競争をしていく、その中で東京というのはどういうポジションにあって、どういう合意をつくっていくかということが一番大事じゃないかなと思いました。

だから、その点を前提にした上で、一番合理的な制度をどうやってつくっていくかという、そういうことをもう少し工夫しなきゃいけないかなという感想です。

○高村座長　ありがとうございます。

私からも、感想を申し上げたいと思います。本日、事業者団体あるいは対象事業所の皆様の御意見を伺って、改めて、今回、制度をつくっていく議論をしていくときの非常に重要なインプットをいただいたというふうに思っております。

いただいた御意見を踏まえて、今後の検討をしていっていただきたいということを改めて、事務局にもお願いをしたいと思います。ある意味で大変心強く思いましたのは、いくつかの事業者団体からも示していただきましたけれども、やはり全国的に見ても、東京都の中での事業者さんの取組が非常に進んできているということだと思います。おそらく、それは東京都のキャップ&トレード制度を事業者さんと一緒につくってきて、これがやはり大きな役割を果たしてきたんだということも感じました。

同時に、やはり今後の第3計画期間以降の制度をつくっていくときに、これも何人かの委員からありましたけれども、公平性の点からどうなのかという点について、様々な御意見をいただいたというふうに思います。

同時に設備更新等々のタイミングやポテンシャルをもう少し丁寧に見ていただきたいということも共通して出された点だと思います。そうした点を踏まえて、この検討会でも事務局と相談しながら検討を進めていきたいと、私自身思いました。

それでは、事務局のほうにお返しをしたいと思います。事務局に御質問、御意見あった点がありますけれども、もし、この時点で何かお答えがあるようでしたら、御対応も含めて、お願いしたいと思います。

○千田総量削減課長　高村座長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、意見表明された皆様、誠にありがとうございました。

また、傍聴の皆様も長時間にわたり、会の運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様方からいただきました御意見、御要望につきましては、今後の検討の中にきちんと検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。個別具体的な話については、ちょっと、今日は時間も限られておりますので、差し控えさせていただきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、本日の検討会を終了させていただきます。改めまして、本日はお忙しい中、検討会への御参加、誠にありがとうございました。

これで終了いたします。

午後零時51分　閉会